

Vol.19 **3**月号
March.2006



C O N T E N T S

特集

変わりゆく福祉・医療制度

巻頭随想

市町村リレーまちづくり夢づくり

合併コーナー

苦言提言

がんばっていま～す

電子自治体コーナー

イベントごよみ

やまなし
自治の風

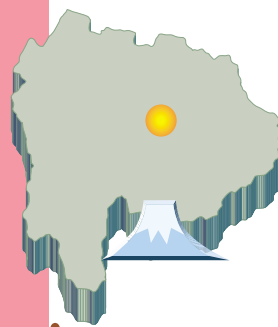


みさかの湯

扇状地
広がる桃源郷

まち自慢

笛吹市



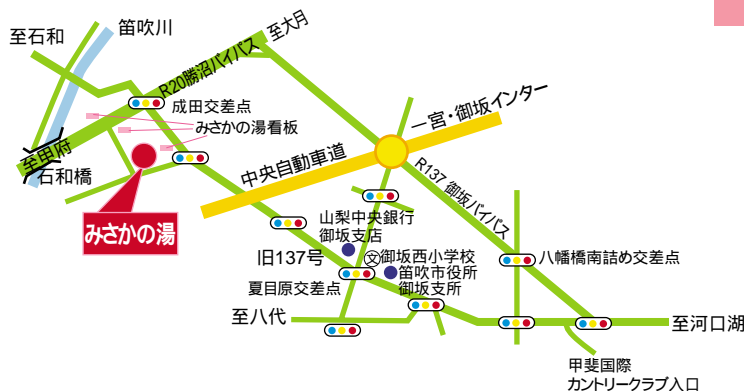
Fuefuki-city

平成十六年十月十二日、五町二村が合併して笛吹市が誕生しました。現在市内には四つの公共温泉施設があります。が今回はそのひとつである「みさかの湯」をご紹介します。

平成十二年三月、日帰り入浴施設として笛吹市御坂町にオープンしました。泉質はPH九・〇七という高いアルカリ性でありながら、成分的には硫酸塩泉系の単純温泉であるという、世界的にもユニークな天然温泉です。温泉内には寝湯、気泡湯、露天風呂など七種類のお湯と三つのサウナがあります。また隔週月曜日の女性の露天風呂はバラの花を浮かべた「バラ湯」となり優

雅な気分が楽しめます。施設前庭にはローズガーデンが造られており、千五百株の色彩鮮やかなバラが四月から十二月まで観賞できます。

温泉スタンド（午前六時から午後九時）もあり、百リットル百円で持ち帰ることもできます。



お問い合わせ先

ふれあい交流センター みさかの湯

TEL 055-261-6166

FAX 055-261-6165

所在地 笛吹市御坂町成田2200



まち自慢 笛吹市 みさかの湯

巻頭随想 東海地震が怖くないのですか？

山梨県立大学 非常勤講師 元N K記者) 林 晏宏

市町村リレー 「甲斐市」

特集 変わりゆく福祉・医療制度

特集1 改正介護保険法について

特集2 障害者自立支援法と障害をもつ人の自立を支援する新たな取り組み

特集3 発達障害者支援法について

特集4 医療制度改革について

合併コーナー 山梨県市町村合併推進構想について

苦言・提言 ますます楽しい子育て支援活動

子育て支援センターちびっこほうす 代表者 宮沢由佳

がんばってまいります。

電子自治体コーナー 電子自治体共同化事業の新たな展開

自治Q&A

市町村イベントごよみ

春らんまん 家族で楽しさ満開!

市町村振興協会たより

はつらつ!市町村職員 大原健一(北杜市)

編集後記

表2	2
表3	36
34	32
30	28
27	24
20	16
8	4



徳島堰の桜並木

南アルプス市では毎年4月に桃源郷マラソン大会が行われ、全国から集まったランナーが桃やスモモ、桜の花が咲き誇る南アルプス路で健脚を競います。

コース内にある徳島堰の桜並木は、ランナーが桜のトンネルを駆け抜けていると錯覚するほど。市内でも桜の名所として知られ市民にも親しまれています。今年も4月9日(日)に開催される桃源郷マラソンでは、満開の桜がランナーを迎えます。(南アルプス市提供)

桑園活性化対策と調度品



市川三郷町では平成十四年度から荒れ果てた桑畑を何とかしようと、特定農山村地域市町村支援活動事業を導入しました。

そこで、『桑と手漉き和紙との出会い』というテーマで町立の製紙試験場の小林主幹にこの補助事業を担当してもらいました。

まず、町内の和紙製造業の後継者で設置している市川和紙技術研究会に桑の利用研究を依頼しました。平成十四年度の研究会の成果品として桑の木と手漉き和紙を貼り合わせた「行灯(あんどん)」を製作し翌年から販売したところ好評で現在までに百二十個以上販売されたとのこと。

これにより、自信を得た研究会では平成十七年度には桑炭、炭を粉末にして和紙に入れた桑炭和紙や桑の表皮を加工した暖簾(のれん)を試作しました。

小林主幹によると、「今後は桑の葉を利用したうどん和菓子、ケーキ等の研究に拡大したい」とのことでした。



小林弘史さん
市川三郷町立製紙試験場主幹

巻頭

随

想

[Zuisou] YAMANASHI JICHInoKAZE 2006#19

山梨県立大学
非常勤講師(元N K記者)

林 晏宏



PROFILE

林 晏宏 Yasuhiro Hayashi

山梨県生まれ。早稲田大学卒業、NHK報道局入局、東京、大阪、長崎、広島、甲府など各局勤務。地震・水害などの災害問題、選挙報道、臓器移植問題などを主に取材。山梨県立大学非常勤講師。

各地で東海地震の防災問題や山梨の水害、山梨の選挙などをテーマに講演。

東海地震が怖くないのですか？

震源域拡大で

“直下型大地震”に

東海地震は想定震源域の見直しによって、山梨でも“直下型地震”となった。峡南地方が震源域に含まれたからだ。

県内の面積のほぼ半分は「震度六弱」以上、峡南地方と富士北麓地方はおおむね「震度六強」、富士川沿いの一部で「震度七」というすさまじい揺れとなる。

去年発表された被害想定で県

内の死者は三百七十人、峡南に集中している。

富士川谷の山は脆く崩れやすい。篠井山、十枚山、七面山などは崩壊が激しく傷だらけだ。

もし大地震になったら、身延線の車窓から眺めるたびに昭和五十九年の長野県西部地震による木曾御岳山の崩壊や、先の中越地震の山古志村の惨状が否応なしに思い出される。また、地震災害を繰り返してきた甲府盆地も新たな開発地を中心に被

害が予想される。

“わたしだけは死なないような気がする……”？

県内の団体や企業などから東海地震の防災に関する講演を依頼されるが、防災対策強化地域に住んでいるにもかかわらず人々は東海地震に対してなぜか無頓着だ。おらかなのか、暢気なのか、あるいは怖いことはあえて考えたくないのか。

講演の冒頭で「東海地震が突然起きた場合、自分は死ぬかも知れないと思う人？」と尋ねても手を上げる人はいない。しかし、阪神大震災と新潟県中越地震による被害の実態と教訓をふまえながら、東海地震の被害想定

の根拠や背景について話をしたあと、再度尋ねると八割ぐらいの人が恐るおそる手を上げる。心理学の用語に「正常化への偏見」という言葉がある。危険が迫っていても 大丈夫

ではないか と思ひ込み(思いたい)、避難するタイミングを逸してしまふことを指す。平たくいえば まさか自分が死ぬようなことは… という思い(思いたい)にかられて逃げ遅れてしまふ。

災害が迫っても、警報が出されても、まさかこの山が…まさかこの家が、この堤防が…このビルが…と思つてはいないだろうか。

東海地震はいつ起きてもおかしくない状態となつていふ言ふの。

「まさか」から
「もしかへ」

大地震や洪水の災害が起きるたびに「まさかこの町でこんな災害が…」という声を必ず聞く。

しかし考えてみれば、私たちは地震すなわち断層活動によって形成された盆地平野に住み、度重なる洪水によつて堆積した扇状地の上で暮らしている。山梨のような山間地では、そのわずかな平地こそ人々が暮らすことの出来る貴重な土地なのだ。それゆえ何度被災しても人々は土地を捨てることなく、その都度復興して暮らして来た。こう

いう土地に住むかぎり、いつかまた地震や洪水の災害にあつたもしれない。だから、「まさか」などと思つてはならない。常に「もしか」あるいは「いつかまた」災害に遭遇することを頭において避難を含めた対策を講じておかなければならない。

防災に必要なことは「もしか」とこの町でも…という想像力だ。

古文書からの警告

東海地震は百年から百五十年ごとに繰り返し起きてきた巨大地震だ。

古文書の記録によると、前回、幕末の安政東海地震で富士川谷では大規模な山崩れが集落を襲つた上、富士川を塞ぎ止めたあと決壊し下流に大洪水をもたらした。また富士川から釜無川沿いにかけて三十余りの寺院が倒壊した。どの寺も地盤の強固な場所に宮大工がしっかりと建てた筈なのに。

安政東海地震では甲府盆地の南部、釜無川と笛吹川沿いの扇状地の多くの村で家屋が全半壊した。「一村全壊」という記録もある。さらに「府中」、いまの甲府市

中心部でも多くの家が倒壊した。城付近の地盤や商店の建築様式の弱さが倒壊の原因だったようだ。安政東海地震で甲斐国がこのような大災害となつたことを古文書で見たとき、この地震が「東海地震」とどまらず、「東海・山梨大地震」だったことを知らされた。

きちんと知つて
ただしく恐れよう

安政東海地震や関東大震災が示したように、山梨の地形や地盤は地震に弱い。

防災に取り組むには、住民はまず自分の家の構造や地盤がどの程度の地震に耐えられるか知つておかなければならない。そのためにも行政は古い木造家屋の無料耐震診断制度の活用を住民に積極的に勧め、耐震補強の相談にのるべきだ。

家さえ潰れなければ命は助かる可能性は高いし、住む家さえ残れば被災後の復興もしやすいことはこれまでの災害の教訓が示している。

防災上の弱点はどの町もかかえている。しかし行政が「開発の妨げになるから」とか「住民を不安におとし入れるから」と

かいつて知らんぶりしているとしたら問題だ。そのようなことは住民に対する背信行為となる。居住地の防災上のリスクに關する知識と情報こそ住民に十分開示されなければならぬ。そうでなければ「自主防災」などといつても誰もその気になれず、「自助」も「共助」も行政側の掛け声だけにおわり、悲惨な結果をまねくことになるだろう。

東海地震のような巨大地震に「万全の対策」などある筈がない。恐れるべきことは「ただし恐れ」、教訓をいかし、どのような英知を以つて私たちが生き延びたかを次の世代に伝えなくてはならない。

まちはつくりつくり夢つくり

[shityouson relay]



釜無川と富士

甲斐市

活 力ある新市の実現

甲斐市は甲府盆地の中西部に位置し、地理的な条件や日常生活圏が隣接するため古くから様々な面で交流が盛んだった旧竜王町、旧敷島町、旧双葉町の三町の合併により、山梨県下第二位の人口を有する市として平成十六年九月一日に誕生しました。

南部は甲府盆地の北西部を流れる釜無川の左岸に広がる地域で、住宅地と農地が混在する平坦な市街化地域、北部は豊かな森林資源や自然景観を有する中山間地域と、異なった二つの顔を持っています。

度重なる釜無川の氾濫と、氾濫を鎮める人間の知恵と努力が肥沃な土壌を生んだ南部地域は、今でも豊かな農作物を育む一方、情報技術系の産業集積地であるさまざまな工業団地が立地し、響が丘など大型の宅地分譲地が整備されるなど、今後の

発展が期待されています。

北部の森林地域は昇仙峡などの景勝地を有し、自然条件を利用した果樹栽培やワイン醸造なども行われ、沢沿いや谷筋などに形成された集落群とあわせて観光地としての特性も有しています。

南部・北部両地ともに、甲府盆地の文化・産業・歴史上重要な地域であり、今後さらなる発展が期待されています。

緑豊かな自然環境との調和を図りながら、活力にあふれ、穏やかで人にやさしいまちであるとともに、甲府盆地の新たな発展をリードする新市の実現を目指してまちづくりを進めています。

遊び、憩い、健康づくり「玉幡公園」(kai・遊・パーク)

市南部の県道甲府南アルプス線(アルプス通り)沿いに整備を進めている玉幡公園がオープンします。約三・一ヘクタールの園内には、八十メートル×八十メートルの芝生広場を、子どもたちが安心して水とたわむれることができる「修景のせせらぎ」が囲み、随所に樹木や花壇を配した自然あふれる公園となっています。また一年を通して利用できる屋内プールも併設されます。

この公園は災害時における避難場所としての機能も兼ね備えており、芝生広場はヘリポートに、屋内プールや散水設備等の水源に利用する井戸水は、飲料水としても活用できます。さらに、環境保全へも配慮し、園内の防犯灯や時計塔への給電を太陽光発電で行い、災害の際、停電になっても太陽光発電を活用しライフラインの確保に役立てることが可能となっています。



玉幡公園全景

市民待望の屋内プールは、大半が木造とガラス壁面という公園と調和のとれた透明感の高いデザインで、二十五メートルプール、歩行用プール、子ども用プール、リラクゼーションプールが整備され、トレーニングジムも完備されます。

市民より募集した公園の愛称は、あらゆる年代の人たちに遊んだり、泳いだり、スポーツを

楽しんでもらおうという願いから「kai・遊・パーク」と決定しました。多くの魅力と機能をも

兼ね備えた公園は、四月二十九日(みどりの日)にオープンします。

市の顔、新駅舎は「水晶の輝き」

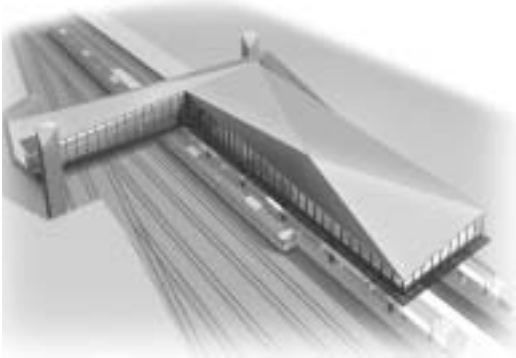
新市将来構想の重点プロジェクトに位置づけられている竜王駅周辺整備事業が進められています。北口の開設、南北自由通路の設置、南北駅前広場・駐車場・駐輪場などの整備、アクセス道路網の整備など、市民の利便性を図るとともに、商業機能や生活密着型産業の集積についても検討しています。

事業の核となる竜王駅の建設は、橋上タイプとなる駅舎および南北自由通路の外観をはじめ

内部空間を含めた設計を、世界的建築家である安藤忠雄さんが手がけることになり全国的にも注目を集めています。

南北自由通路と橋上駅舎は、側面がガラスで覆われ、ガラス越しには、富士山、八ヶ岳、南アルプスなど三百六十度パノラマで周囲の自然の山並みが眺望できる開放感あふれる設計。駅全体が山並みに抱かれた豊かな緑の中にあつて、偶然に見出された原石のように、透明で輝きを放つ多面体により構成された水晶をイメージしています。このほか、駅舎、通路ともバリアフリー化を図り、エレベーター、エスカレーター、多目的トイレなどを配置した人にやさしい設計となっています。

新市の顔、玄関口となる竜王駅およびその周辺の整備は、市民生活の利便性アップ、地域の活性化とともに、新たな観光資源となることが大いに期待されています。



竜王駅完成予想図

豊

かな自然の恵みあふれる生活 「クラインガルテン」

市の北部で展開されている「甲斐敷島梅の里クラインガルテン」事業は、地元の農家の人たちが「荒れた遊休農地を活用して、地域を活性化しよう」と立ち上がり、市と一体となって管理運営を行っています。

現在、滞在型区画三十区画を運営しており、昨年の夏、応募して区画利用者（クラインガルテナー）となって入居した人たちが、一区画約三百平方メートルの敷地に約五十平方メートルの滞在施設「ラウベ」、菜園、庭が整備された高台で、野菜作りなどにはげんでいます。利用者のほとんどは、都会でサラリーマン生活を送る、あるいはリタイアした人たちで、これまで農作業とは無縁の生活をしてきた人ばかり。地元の「お世話役



クラインガルテナーと地域の人たちとの交流会

農家」の人たちの指導のもと試行錯誤を繰り返しながら、豊かな自然に囲まれ、真正面に富士山を眺める絶景に恵まれた環境で、野菜作りに汗を流し収穫の喜びを味わっています。

農作業指導会、収穫祭などさまざまな行事を通して地元の人たちとの交流も盛んに行われており、四月には園内に事業の拠点となるクラブハウスがオープンする予定で、なお一層交流行事やイベントを充実させ、事業の活性化を図っていきます。

市民とともに一歩ずつ 「緑と活力あふれる 生活快適都市・甲斐市」

合併時に策定した新市建設計画では、「緑と活力あふれる生活快適都市」の実現に向けて、旧三町がそれぞれ培ってきた特性を活かし、自然と共存する快適な居住環境の都市として、また、甲府盆地の新たな発展をリードする役割を担う都市としてのまちづくりを掲げました。

現在、合併前に描いた新しい「市」の実現に向けて、新市のまちづくりの指針である総合計画を策定しています。期間は初年度を平成十八年度、目標年度を平成二十七年とした十年間。

環境を活かし、今後ますます多様化・高度化する住民の行政需要に的確に応えるため、さまざまな施策を検討しています。策定に当たっては、「市民アンケート」・「市民インタビュー」・「地域懇話会」をはじめ、広報やホームページ等を通じて意見をいただき、市民の声を反映した計画づくりを進めています。

合併して一年半。誰もが「合併して良かった」と実感できる自治体を目指し、これからは市民とともに一歩ずつ着実に前進を続けます。

豊かな自然や恵まれた居住環境

変わりゆく福祉

・医療制度

我が国では、若者や障害者、高齢者など、誰もが将来を展望でき、安心して暮らせる社会をつくっていくため、これまで様々な福祉制度や社会保障制度を構築し、適宜に改善を加えながら安定的に運用してきた。しかしながら、少子・高齢化が急速に進み、予想より速く人口減少時代が到来しようとする中で、これらを持続可能な制度として再構築していくことが喫緊の課題となっている。今回の特集では、見直しが進む諸制度の中から、住民に最も身近で大切な生活インフラである介護保険や障害者福祉、医療制度について、それぞれの改正点や留意点、今後の方向などを紹介する。

特集1「改正介護保険法について」

県長寿社会課 宮澤雅史

特集2「障害者自立支援法と障害をもつ人の自立を支援する新たな取り組み」

県障害福祉課 城野仁志

特集3「発達障害者支援法について」

県障害福祉課 野田美千子

特集4「医療制度改革について」

県国保援護課 山縣勝美

改正介護保険法について

Masashi Miyazawa

宮澤雅史

県長寿社会課

特集

1

はじめに

平成十七年六月二十二日に「介護保険法等の一部を改正する法律」が参議院本会議において可決成立しました。社会保障審議会・介護保険部会などの議論を経て、平成十七年二月八日に国会に提出された本法案は、「制度発足に匹敵する」といわれるほどの大改革であることから、国会

においても衆参両院で四カ月を超える議論の未成立したものであり、「この度の法改正がいかに大きなものであり、また、いかに社会の関心が高かったかを物語っています。以下、その内容を中心に、今回の制度改正の主なものについて説明します。

制度見直しの基本的視点

制度の見直しに当たっては、基本的視点として、次の三つの視点に立ち見直しが行われました。

制度の持続可能性

高齢化がさらに進展しても、介護保険制度が将来にわたって

国民の介護不安にこたえうる安定したシステムとして持続し、保険料や公費負担の上昇が過剰とならないよう、思い切った給付の効率化・重点化を進めること。

①

②

明るく活力ある
超高齢社会の構築

要介護状態になってからの事後的な対応ではなく、要介護状態にならないための予防や状態の改善に重点を置く「予防重視型システム」への転換を図ること。

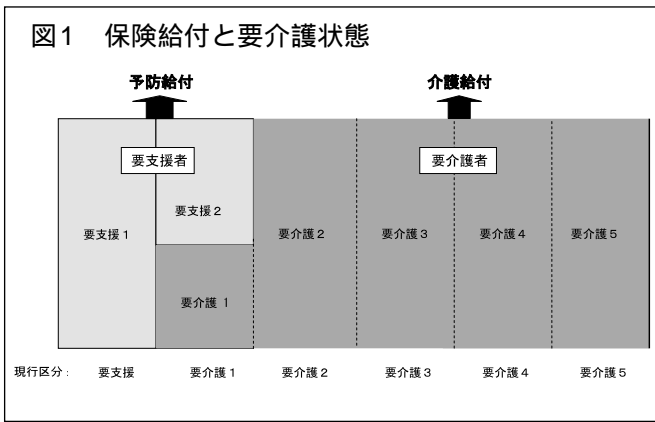
介護保険制度 改正の概要

1 予防重視型システム への転換

新予防給付の創設(図1)
これまでの要介護一(うちの一部の人(要支援二)と要支援一(これまでの要支援)を対象とした新予防給付が創設されました。
要支援一・二と認定された方は、心身の状態が維持・改善される可能性が高い方で、生活機能の維持・向上の観点から、筋力向上や栄養改善、口腔機能の向上など介護予防を目的としたサービスを受けることになりま

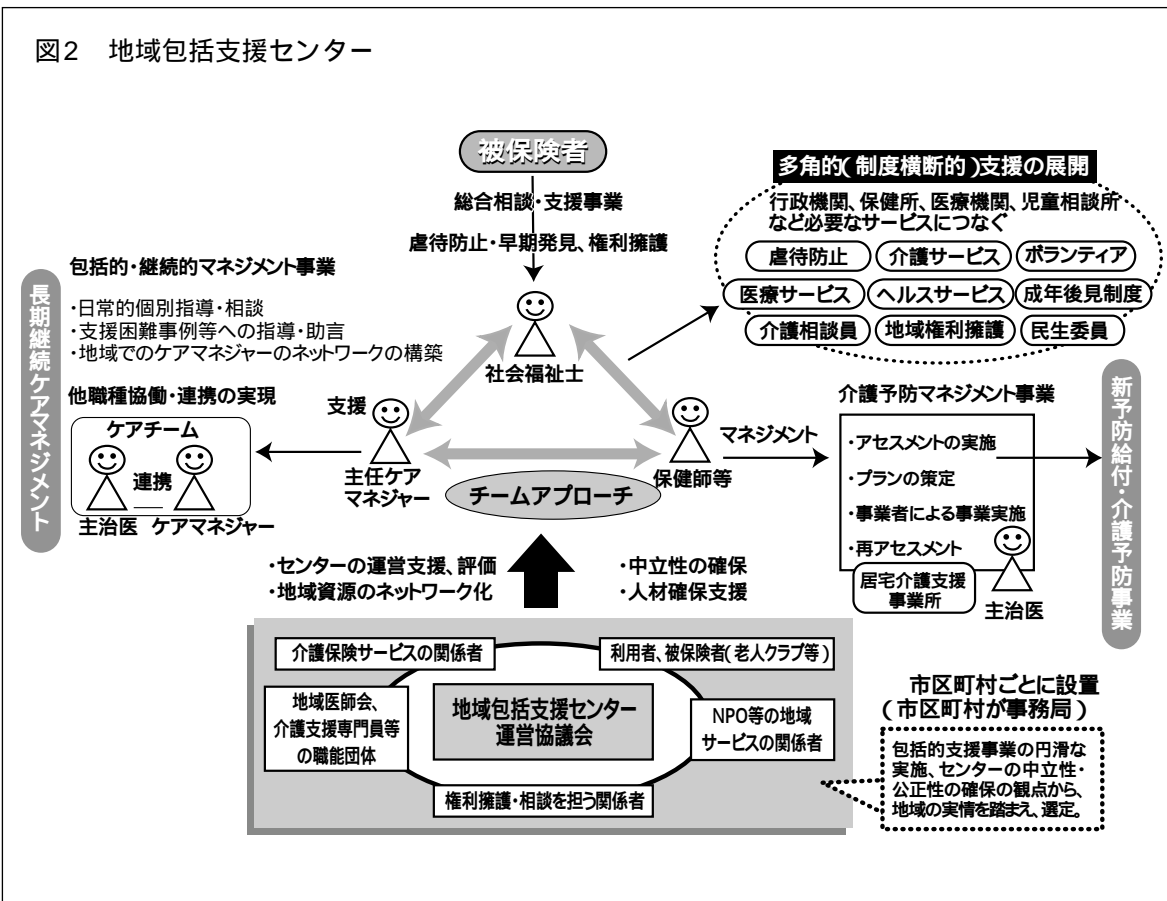
社会保障の総合化

介護、年金、医療等の各制度間の機能分担の明確化、相互の調整によって、制度の重複や空白を解消し、社会保障制度全体を効率的・効果的な体系へと見直すこと。



3

図2 地域包括支援センター



す。
マネジメントは市町村が責任主体となり、新たに市町村に設置されることになった地域包括支援センター(図2)において実施されます。
要支援(一・二)、要介護にな

るおそれのある高齢者を対象に、介護予防事業として転倒骨折予防、栄養管理、認知症予防、外出・地域活動支援などの各種の介護予防サービスを提供します。また、包括的支援事業として、介護予防事業のマネジメント、総合相談事業、虐待の早期発見・防止などの権利擁護事業を実施します。

2 施設給付の見直し 平成十七年十月施行

居住費用・食費の見直し
介護保険と年金給付の重複の是正、在宅と施設の利用者負担の公平性の観点から、介護保険三施設(ショートステイを含む)の居住費用や食費について、保険給付の対象外となりました。但し、低所得者については、負担軽減を図る観点から新たな補足的給付が創設されました。通所系サービスの食費についても保険給付の対象外となりました。

低所得者等に対する措置
ア 高額介護サービス費の見直し

保険料段階の「新第二段階」(年金収入が概ね基礎年金、約八十万円/年以下など)については、現行の月額上限が引下げ

られました。
月額上限 二万五千元 一万五千元

イ 旧措置入所者の経過措置
(平成十七年三月末で期限切れ)の延長等 平成十七年四月施行

介護保険法施行前に、措置により特別養護老人ホームに入所した者に対する利用者負担の経過措置の延長等が行われました。

ウ 社会福祉法人による利用者軽減制度の運用改善

低所得者で特に生計が困難である者については、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が利用者負担を軽減します。

3 新たなサービス体系の確立 平成十八年四月施行

地域密着型サービスの創設

身近な地域で地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供が可能となるよう定員二十九人以下の特別養護老人ホームなど「地域密着型サービス」が創設され、市町村長が指定や指導・監督をすることとなりました。

地域包括支援センターの創設(図2)

地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として、総合的な相談窓口機能、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントの支援の機能を持つ「地域包括支援センター」が創設されました。

このほか、サービスの質の向上として、全ての介護サービス事業者に事業所情報の開示を義務づける「情報開示の標準化」やサ

本県の介護保険事業の運営状況

本県の介護保険事業の運営状況のうち、認定者数や保険給付の状況については、次のとおりとなっています。

1 要介護(要支援)認定者の状況について(図3)

本県の要介護(要支援)認定者は、平成十六年度には二万七千四百六十九人であり、六十五歳以上の第一号被保険者に対する割合(認定率)は一四・四%となっています。このうち七十五歳以上の後期高齢者が八割を占

サービス事業者の指定の更新制の導入、指定に当たつての欠格要件の見直し等事業者規制改正などが行われました。
また、負担の在り方・制度運営の見直しとして、第一号保険料のうち新第二段階の創設と保険料負担の軽減や第一号保険料の特別徴収の対象年金を遺族年金、障害年金にも拡大するなど徴収方法の見直しも行われました。

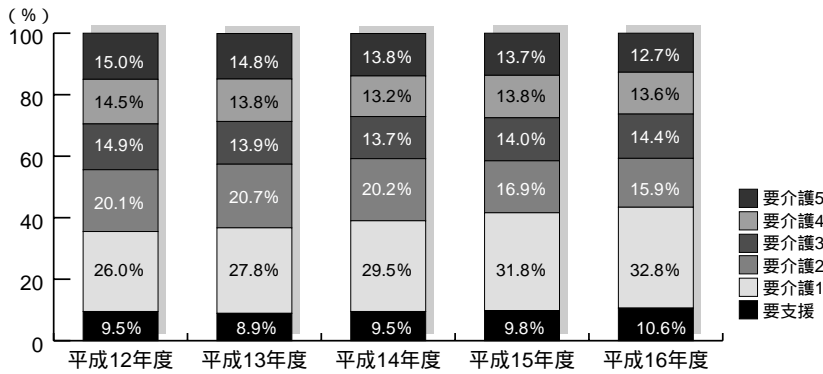
4

め、また、要介護度別では軽度である要介護一の場合が三二・八%と最も多く、こうした状況は制度開始時から変わらず増加傾向にあります。

2 保険給付の状況について(表1)

保険給付についても、年々増加し、制度開始時に比べ受給者、保険給付ともに八〇%を超える増加率を示し、平成十六年度の保険給付額は、約三百九十六億円となり介護保険財政は、年々

図3 認定者の推移



厳しいものとなっています。これらのことから、要介護状態にならないための予防や状態

表1 介護保険サービス受給者数及び保険給付額

(人、千円、%)

年度	居宅サービス		施設サービス		合計			
	受給者数	保険給付額	受給者数	保険給付額	受給者数	前年度比	保険給付額	前年度比
12	94,299	7,546,740	46,805	14,170,914	141,104		21,717,654	
13	125,643	11,258,831	54,038	16,414,338	179,681	127.3	27,673,170	127.4
14	151,490	13,888,373	60,217	18,181,714	211,707	117.8	32,070,087	115.9
15	172,783	16,627,947	65,513	19,289,006	238,296	112.6	35,916,954	112.0
16	192,946	19,426,293	68,531	20,138,302	261,477	109.7	39,564,595	110.2

(平成12年度の保険給付額は11ヵ月分)

の改善に重点を置く、予防重視型システム」の定着が強く求められています。

おわりに

このような制度の大きな改正や本県の介護保険事業の運営状況を踏まえ、平成十八年度から平成二十年度を計画期間とする新たな「健康長寿やまなしプラン」を策定しました。

この中では特に、本県は、介護を受けずに自立して生活できる期間である「健康寿命」が日本一であることから、「この健康寿命を更に伸ばすために、健康づ

くりや生活習慣病の予防、要介護等の早期発見・早期予防のシステムの確立・普及、生涯学習の推進などの施策を展開していくこととしています。

今後とも、新たな制度の定着や健康長寿やまなしプランの推進を図り、「日本一の健康寿命」を一層伸ばしていきたいと考えています。



障害者自立支援法と障害をもつ人の自立を支援する新たな取り組み

Hitoshi Jyono

城野仁志

県障害福祉課

特集

2

障害者自立

支援法の趣旨

①

昨年十月末、新たな障害保健福祉施策の推進を図るため、身体・知的・精神の各障害共通の枠組みについて規定した「障害者自立支援法」が成立しました。

同法の成立を受け、今年四月一日から自立支援医療や利用者負担の見直し（介護給付等）がスタートするのをはじめ、新たな体系による給付サービスや補助事業が、順次、施行されることとなります。

また、この法律では、平成十八年度中に全ての自治体が、地域に住む障害をもつ人のニーズを適切に把握したうえで、同法に関わる各事業毎の数値目標等を盛り込んだ具体的な実施計画である「障害福祉計画」（第一期：十八年度～二十年度、以後三年毎）を策定し、それに基づ

いて事業を実施していくこととなります。

障害者自立支援法のポイントを整理すると、以下のとおりです。

障害の種類（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害をもつ人が必要とするサービスを利用できるように、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業体系を再編

障害をもつ人に、身近な市町村が責任をもつて一元的にサービスを提供

サービスを利用する人もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもつて費

「障害者自立支援法」のポイント

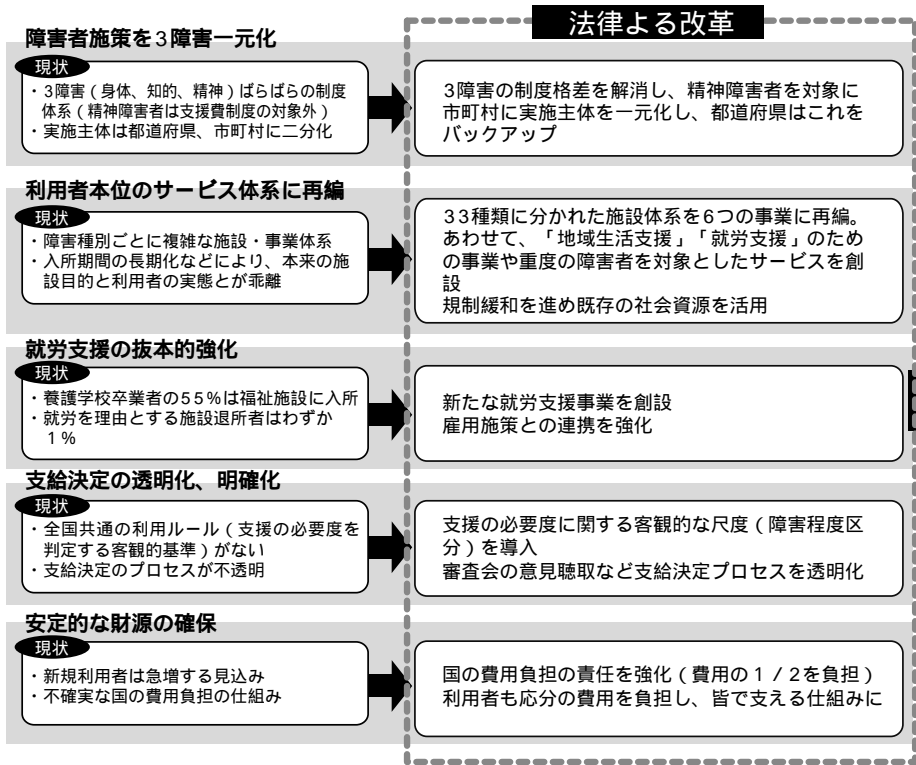
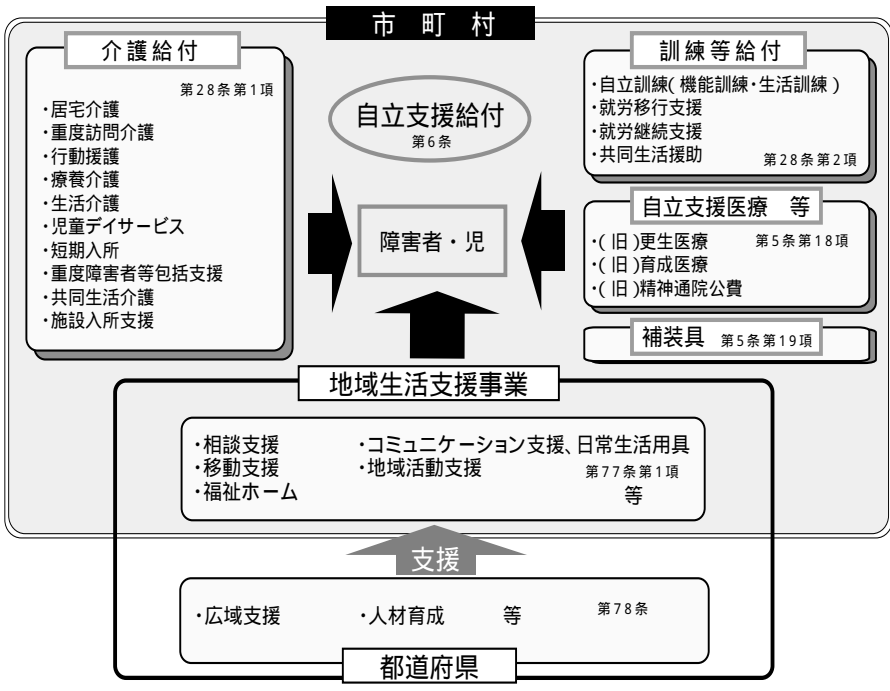


表1
**自立と共生の社会を実現
 障害者が地域で暮らせる社会に**

用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実
 就労支援を抜本的に強化
 支給決定の仕組みを透明化、

明確化
 これらを通じて、障害をもつ人の自立を支えていきます。（別表1を参照）

総合的な自立支援システムの構築



二つの大きな柱
**自立支援給付と
 地域生活支援事業**

障害者自立支援法による、総合的な自立支援システムの全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業の二本の柱で構成されています。（別表2を参照）
 自立支援給付は負担金事業で

あり、原則として利用者が費用の1割を負担するものの、低所得の方にはさまざまな減免措置が講じられています。

同給付は、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具等に区分され、個々の障害をもつ人の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われます。

また、地域生活支援事業は補助金事業であり、自治体の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施することができ、利用者負担のあり方についても、自治体の裁量に委ねられ、統合補助金として交付されます。

その中の市町村基本事業（必須事業）として、相談支援、移動支援、コミュニケーション支

援、地域活動支援センターの事業があります。また、地域生活支援事業には、居住サポート事業や成年後見制度利用支援事業などの新たな事業も含まれます。

さらに、施設のサービス、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、障害をもつ人の特性に応じたサービスの組み合わせが可能となります。

事業を利用する際には、利用者一人ひとりの個別支援計画が作成され、利用目的に合ったサービスが提供されます。

（その他の詳細については、インターネット（厚生労働省のホームページ（行政分野）などの情報 障害者福祉）等）でも、最新の情報を入手することができます。）

障害をもつ人の自立を支援する新たな取り組み

「障害者自立支援法」の理念に基づき、障害をもつ人が地域で心豊かに自立した生活を送る

ことができるよう、雇用の場の拡大や就労に向けた様々な支援策を講ずる必要があります。

③

このため、県ではITを活用した就労の促進、福祉的就労の場の確保、一般企業への就労に向けた支援などを柱とする、新たな事業を含め四十の事業を、本年四月から実施していきます。この中から、いくつか代表的な事業を紹介します。

ITを活用した就労の促進では、障害をもつ人が自宅において、企業から受注したホームページの作成などの業務を行う「重度障害者在宅就労促進事業」（バーチャル工房事業）をさらに拡充していきます。

福祉的就労の場の確保として、対人関係や健康管理などの理由により一般企業への就労が困難な障害をもつ人を雇用する、本県で初めての「福祉工場」の整備に助成していきます。

また、障害をもつ人の自活に必要な訓練を行う授産施設の利用者が、企業で職場訓練を受けた後、その企業に定着できるように支援する「就労チャレンジサポート事業」を行っていきます。

さらに、一般企業への就労に向けた支援として、企業立ち上げに意欲のある障害をもつ人を中心としたチームを幅広く公募し、経営ノウハウの修得に必要な

研修や初期投資費用の助成などを継続的に行う「障害者企業立ち上げプロジェクト事業」を実施し、全国のモデルとなるよう取り組みます。

（その他の主な事業については、別表3を参照）

これらの施策の推進にあたり、市町村や福祉関係者、企業などと緊密に連携する中で、障害をもつ人が安心して自立した生活が営めるよう、当事者の立場に立った実効性のある支援をしていきます。

障害をもつ人の自立を支援する新たな施策等 (雇用の場の拡大、就労に向けた支援施策の推進)

1. ITを活用した就労の促進

区分	事業名	事業概要	事業費	担当課
拡大	重度障害者在宅就労促進事業費	重度障害者の在宅就労を支援するため、情報処理技術の指導や仕事の提供などを行う。	12,412千円	障害福祉課

2. 福祉的就労の場の確保

区分	事業名	事業概要	事業費	担当課
新規	就労チャレンジサポート事業費	授産施設利用者の一般企業への就労を促進するため、施設外訓練を実施するとともに、職場定着を図る。	6,838千円	障害福祉課
臨時	心身障害児(者)施設整備費補助金(福祉工場1ヶ所)	作業能力はあるが、一般就労できない障害者の自立を支援するため、福祉工場の整備に対して助成	85,839千円	障害福祉課
臨時	心身障害児(者)施設整備費補助金(通所授産施設2ヶ所)	国補事業により心身障害児(者)施設を創設する設置者に対し、送迎バス整備に要する経費を助成	4,500千円	障害福祉課

3. 一般就労に向けた総合的支援

区分	事業名	事業概要	事業費	担当課
新規	やまなし障害者企業立ち上げプロジェクト事業費	障害者の起業を支援するため、希望者を公募・選考し、事業立ち上げに必要な研修、助成を行う。	5,175千円 (初年度)	障害福祉課
新規	重度聴覚障害者ワークライフ支援事業費	重度聴覚障害者の職場定着を図るため、手話のできる相談員が働くうえでのトラブル、悩みの解決を支援	3,020千円	障害福祉課
新規	発達障害者支援センター費	発達障害児(者)に対する支援を総合的に行うため、同センターを設置・運営	4,338千円	障害福祉課
臨時	心身障害児(者)施設整備費補助金	一般企業で雇用されることが困難な障害者の自立を支援するため、就労の場となる通所施設の改修に対して助成	18,496千円	障害福祉課
拡大	知的障害者地域生活援助事業費(グループホーム)	知的障害者の就労環境整備のため、アパート等で共同生活ができるよう、世話人を配置し、食事提供等を支援	46,810千円	障害福祉課
拡大	精神障害者社会適応訓練事業費	在宅精神障害者の自立促進のため、協力事業所において社会・就労訓練を実施	23,109千円	健康増進課
新規	授産施設等販路開拓モデル事業費補助金	商工会で運営する物産販売所で授産施設等の製品を販売し、売れ筋商品の分析・開発等の支援を行う。	1,100千円	商工総務課
新規	障害者参加型福祉機器改良等事業費	障害者の視点に立った使いやすい機械器具等の開発・普及を促進し、障害者の社会参加を促す。	10,462千円	工業振興課
新規	障害者就労支援コーディネーター設置事業費	障害者対象の職業訓練に障害者専門の就職支援コーディネーターを配置し、障害者の自立支援を図る。	2,243千円	職業能力開発課
拡大	障害者の態様に応じた多様な委託訓練費	障害者の能力や適性、地域の障害者雇用ニーズに合った職業訓練を企業等に委託(定員20名増:50名 70名)	15,896千円	職業能力開発課
拡大	重度障害者等雇用促進助成金	重度障害者を相当期間雇用する中小企業事業主に対し助成(支給対象者に精神障害者を追加)	15,000千円	職業能力開発課

これらの新規、拡大、臨時事業を含め、合計40事業、総事業費約1,016百万円を実施予定

発達障害者支援法について

Michiko Noda

野田美千子

県障害福祉課

特集

3

発達障害者

支援法の制定

①

自閉症やアスペルガー症候群
その他の広汎性発達障害、学習
障害、注意欠陥多動性障害等の
発達障害は、小中学校の児童・
生徒の約六％に認められるとい
われるなど頻度の高い障害で
す。

しかし、これまで、ほとんど
が既存の障害者の福祉施策に関
する法律の対象になっておらず
制度の谷間となっていました。

この分野に関する専門家が少
なく、きちんとした対応がとり
にくく、障害としての社会的理
解も十分でなく、親は「しつけ
や育て方が悪かったのか。」と
悩んだり、苦しんだり、発達障
害をもつ方や家族は、大きな精
神的負担を強いられています。

こうした中で、発達障害者支
援法は議員立法により平成十六
年十二月三日に成立し、平成十

七年四月一日に施行となりまし
た。

山梨県では、昨年の六月議会
の補正予算に乳幼児期から成人
期までの一貫した支援体制の整
備を図るため発達障害者支援体
制整備事業費を計上し、現在、
県支援体制整備事業と市町村が
実施する圏域支援体制整備事業
を行っています。

また、発達障害者支援センタ
ーを十八年四月に開設するた
め、準備を進めています。

発達障害者

支援法の概要

(1) 法律の目的

この法律は、発達障害の症状の発現後、できるだけ早期に発達支援を行うことが重要であることから、発達障害を早期に見し、発達支援を行うことに関する、国及び県、市町村の責務を明らかにし、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立や社会参加ができるように、生活全般にわたる支援を図り、福祉の増進に寄与することを目的としています。

(2) 定義

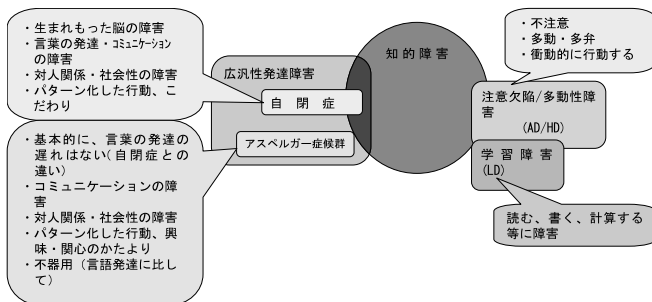
「発達障害」の定義は自閉症やアスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものです。

自閉症などの広汎性発達障害者は、知的障害は伴わないが他の

人とのコミュニケーションが困難で、興味や関心を持つ分野が狭く、特定のものにこだわりを見せるなどの特徴があります。各障害の症状は図1を参照してください。

図1 発達障害の定義

発達障害の定義：広汎性発達障害（自閉症等）、学習障害、注意欠陥多動性障害等、通常低年齢で発現する脳機能の障害。これらの発達障害については、中学校児童・生徒の6%



(3) 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、法律の目的にもあるように、発達障

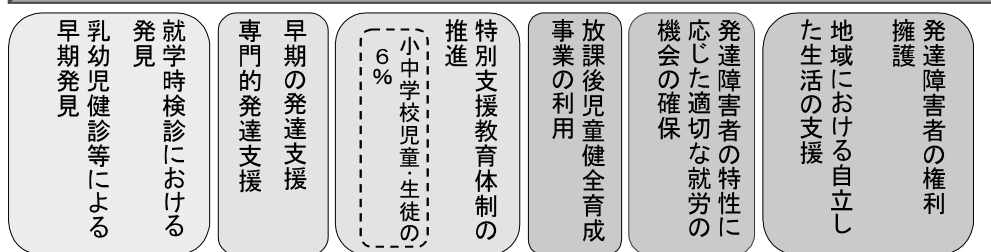
図2 発達障害者支援法のねらいと概要

I ねらい

- 発達障害の定義と発達障害への理解の促進
- 発達障害者に対する生活全般にわたる支援の促進
- 発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保

II 概要

定義：発達障害＝広汎性発達障害(自閉症等)、学習障害、注意欠陥多動性障害等、通常低年齢で発現する脳機能の障害



発達障害者支援センター 専門的な医療機関の確保 (都道府県)

専門的知識を有する人材確保 調査研究 (国)

害の早期発見をし、早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前や学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する

る支援が行えるよう、必要な措置を講じるものとされています。発達障害者の支援等の施策が講じられるに当たっては、発達障害者や保護者の意思をできる限り尊重すること、また、国及

び地方公共団体は、医療、保健、福祉、教育、労働に関する業務を担当する部局の相互の連携を確保するとともに、犯罪等により発達障害者が被害を受けるのを防止するため、これらの部局と消費生活に関する業務を担当する部局やその他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとされています。

(4) 地域における一貫した支援
市町村は、一歳六月健診や三歳児健診及び就学時健診において発達障害の早期発見に留意し、早期の発達支援を受けることができるよう相談や助言を行い、その他適切な措置を講じることとなっています。

保育の実施に当たっては、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるような適切な配慮や教育及び放課後児童健全育成事業(学童保育)の利用、地域において自立した生活を営むことができるようにするための支援など、発達障害者のライフステージに沿って地域における一貫した支援が明確にされており、それに係る責務が明らかにされています。

県は、市町村の求めに応じた

早期発見の技術的支援、教育的支援体制の整備や就労支援、権利擁護、発達障害者の家族に対し相談及び助言を行うよう努めることとされています。また、発達障害者支援センター及び専門的医療機関の確保も県の責務です。

国では調査研究を行うことのほか、専門的人材を確保するための研修など、必要な措置を講じるものとなっており、医師を対象とした研修や行政担当者を対象とした研修が始まっています。

圏域支援体制整備(モデル事業)の内容

図3

乳幼児から成人期までの支援体制の整備を図るため、支援等をモデル的に行い、その成果を他の圏域に波及させることを目的とする。

- ① 個別の支援計画を作成
- ② 連絡調整会議の設置
- ③ 発達障害支援コーディネーターの配置
- ④ 関係者の研修等の実施

実施主体: 甲府市、中央市、昭和町
(社会福祉法人 ひとふさの葡萄に委託)

発達障害者 支援体制の整備

(1) 県発達障害者 支援体制整備事業

発達障害者支援法の施行を機として、県では医療、保健、福祉、教育、雇用など、部局横断的施策を構築するために、発達障害に係る専門家と親の会や行政関係者からなる「発達障害者支援体制整備検討委員会」を設置し、平成十七年度、十九年度の三年間で県内の発達障害者の現状の把握と課題、支援体制のネットワークの構築等今後の支援体制の整備を検討することとしました。十七年度の圏域での支援体制整備をモデル的に実施する圏域の決定やモデル事業の検証及び支援センター設置について意見をいただきました。その他、発達障害を多くの方に理解していただくため、国中、郡内の二か所で普及啓発セミナーを実施し、多くの方に参加していただきました。

(2) 圏域支援体制整備 (モデル事業)

県が指定した圏域において、乳幼児期から成人期までの支援体制の整備を図るため本県では甲府市、中央市、昭和町の二市一町の圏域で十七年度から十九年度までの三年間実施します。

発達障害支援コーディネーターを中心に、連絡調整会議を設置し、個別支援計画を作成しその計画に基づき、関係機関が連携して発達障害者の支援をモデル的に実施する事業で、その成果を各地域に波及していくものです。

特別支援教育とも連携し、発達障害をもつ一人一人ひとりの特性に対応したサービスを各市町村で考えていただき、適正な発達支援が行われるようにしていくことが必要です。

(3) 発達障害者支援センター

発達障害をもつ人や家族から、関係機関等からの相談に応じ、適切な指導や助言を行い、



関係機関との連携強化等により支援体制の整備を推進し、発達障害者の支援を総合的に行う地域の拠点となる発達障害者支援センターを十八年四月に県福祉プラザに設置します。

発達障害児（者）及び家族に対する相談支援、発達支援、発達障害者に対する就労支援、関係施設及び関係機関等に対する普及啓発や研修、医療、保健、福祉、教育、就労などの関係機関と連携等、を行っていきますが、特に市町村での早期

おわりに

発達障害者支援法について説明しましたが、法施行後一年で、支援は大きく動き出しました。

各市町村にはこの法律の趣旨を御理解の上、発達障害をもつ人や家族等の状況に応じた様々な支援をお願いします。



④

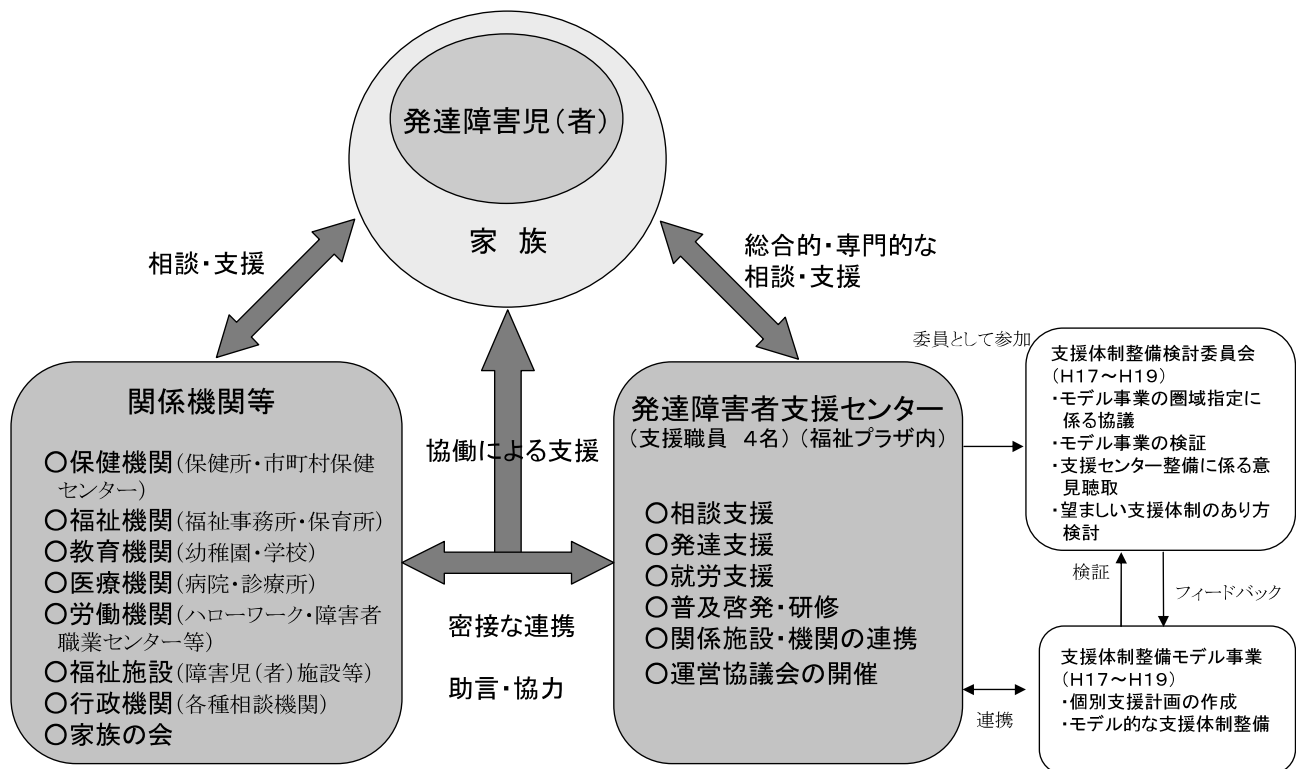
発見や発達支援が進められるよう連携を図っていきます。

発達障害者支援センターには、社会福祉士や心理職、就労支援担当者等のスタッフが四名配置されます。相談は無料です。

なお、相談支援を進めて行くのに診断等が必要な場合は、支援センターと同じ県福祉プラザ内の中央児童相談所に設置される児童精神科医による子どもメンタルクリニック（有料）の利用も可能となります。

発達障害者支援センター 支援体制図

図4



医療制度改革について

Katsumi Yamagata

山縣勝美

県国保課

特集

4

はじめに

①

我が国の医療保険制度はいずれも厳しい財政運営を強いられ、とりわけ市町村が保険者となっている国民健康保険は、国民皆保険体制を根底から支える制度として、他の医療保険制度に加入していない高齢者や低所得者を数多く抱えるという構造的な問題を内包しています。さらに、高齢者に係る医療費は増高を続けるとともに、保険料(税)収納率の低下にも歯止めがかからないことなどから、平成十六年度の全国市町村国保の実質単年度収支は約三千三百億円

の赤字となりました。もちろん、財政運営の厳しさは本県も同様で、本県市町村国保の同年度実質単年度収支は約二十七億円の赤字となり、平成十五年度の赤字額約五億円と比べると五倍以上となっています。

このような状況の下、将来にわたり、安定的で持続可能な医療保険制度を堅持していくためには、制度全般にわたる構造改革が急務との認識から昨年十二月一日、政府・与党医療改革協議会が「医療制度改革大綱」を取りまとめました。

経緯

②

基本方針

そもそも、今回の改革は、平成十四年の医療保険制度改革の際に、抜本的な制度改革を行

うべきとの議論があり、その旨が改正法の附則に規定され、この附則を踏まえ、平成十五年三月二十八日に「医療制度改革の

基本方針」が閣議決定されたことによるものです。

改正法附則第二条第二項

政府は、将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るため、平成十四年度中に、次に掲げる事項について、その具体的内容、手順及び年次計画を明らかにした基本方針を策定するものとする。政府は、当該基本方針に基づいて、できるだけ速やかに(第二号に掲げる事項についてはおおむね二年を目途に)、所要の措置を講ずるものとする。

- 一 保険者の統合及び再編を含む医療保険制度の体系の在り方
- 二 新しい高齢者医療制度の創設
- 三 診療報酬の体系の見直し

その後、社会保障審議会医療保険部会等での議論や関係機関等の意見を踏まえ昨年十月、厚生労働省が「医療制度構造改革

試案」を発表しました。

改革試案

試案の内容についての説明は省略しますが、試案概要の前文では、「本試案は、医療制度の構造改革について、『医療費適正化の実質的な成果を目指す政策目標を設定し、達成のための必要な措置を講ずる』とする『骨太の方針二〇〇五』に対応しつつ、平成十五年三月の『医療制度改革の基本方針』を具体化することを目指し、国民的議論を進めるためのたたき台である。」とされています。

この試案の内容に関しては、医療費適正化が色濃く出ていたことなどから賛否両論があり、全国知事会等の地方関係団体や医療関係団体などから厳しい意見が出されたのは記憶に新しいところです。

こうした中、昨年十二月に政府・与党医療改革協議会において、「医療制度改革大綱」が取りまとめられた次第です。

医療制度改革大綱

③

国民健康保険や老人保健を担当されている方なら既にご承知

のことと思いますが、大綱の主な内容は次のとおりです。

改革の基本的考え方「略
安心・信頼の医療の確保と
予防の重視

生活習慣病予防について保険者の役割を明確化し、被保険者、被扶養者に対する効果的、効率的な健診や保健指導を義務づける。

医療費適正化の総合的な推進

【医療費適正化計画】

(1) 国が策定する中長期的な基本方針に即して、国、都道府県ともそれぞれ医療費適正化計画(五年間)を策定する。基本方針では、糖尿病などの患者・予備群の減少率や平均在院日数の短縮に関する政策目標の全国標準を定める。

(2) 計画の確実な実施のため、計画の中間年で進捗状況を検証し、計画終了時での政策目標の達成状況を検証する。

【公的保険給付見直し等】

(1) 七十歳以上の高齢者のうち、現役並みの所得の者は三割負担とする。

(2) 療養病床に入院する高齢者は、低所得者に配慮しつつ、食費、居住費の負担を見直す。高額療養費の自己負担限度額は、低所得者に配慮しつつ引き上げる。入院にかかる医療費は、

医療機関窓口での支払いを自己負担限度額にとどめることを検討する。

(3) 傷病手当金や出産手当金の見直しを行う。出産育児一時金を三十万円から三十五万円に引き上げる。

(4) レセプトは十八年度からオンライン化を進め、平成二十三年度当初からすべてがオンラインで提出されるものとする。

超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現

【新たな高齢者医療制度の創設】

(1) 後期高齢者医療制度
・ 保険料徴収は市町村が行い、財政運営は都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が行う。

・ 高額な医療費等についての国・都道府県の財政支援、国・都道府県も拠出する基金による保険料未納等に対する貸付・交付の仕組みを設ける。

・ 財源は患者負担を除き、公費約五割、現役世代からの支援約四割のほか、高齢者から一割の保険料を徴収(年金からの特別徴収導入)する。現役世代からは、国保・被用者保険の加入者数に応じた支援とする。

・ 後期高齢者の心身の特性等にふさわしい医療が提供できるよ

う、新たな診療報酬体系を構築する。

【(2) 前期高齢者医療制度】

七十歳未満は三割負担、七十歳から七十四歳は二割負担(現役並み所得者は三割負担)とする。ただし、低所得者の自己負担限度額は据え置く。

【保険者の再編・統合】

【(1) 国民健康保険】
都道府県単位での運営を推進するため、保険財政の安定化と保険料平準化を促進する観点か

医療制度改革 関連法案の概要

政府は、前述の医療制度改革大綱に沿って、医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編・統合等の措置を講ずるため、健康保険法、老人保健法、国民健康保険法等の関連法の改正法案(健康保険法等の一部を改正する法律案)を平成十八年二月十日、第百六十四国会に提出しました。

今後、法案審議の行方に注目しなければなりません。提出時の法案の概要は次のとおりです。

ら、市町村の拠出で医療費を賄う共同事業を拡充する。保険者支援制度等の国保財政基盤強化策は、公費負担のあり方を含めて総合的に見直す。

【(2) 政府管掌健康保険】

国と切り離れた全国単位の公法人を保険者として設立し、都道府県単位の財政運営を基本とする。

診療報酬等の見直し 略
改革の時期 略



【(注)】内は施行期日
医療費適正化の総合的な推進

【(1) 医療費適正化計画の策定】

・生活習慣病対策や長期入院の是正など中長期的な医療費適正化のため、国が示す基本方針に即し、国及び都道府県が計画(期間五年)を策定

【平成二十年四月】

【(2) 保険者に対する一定の予防健診等の義務付け】

・医療保険者に対し、四十歳以上の被保険者等を対象とす

る糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導の実施を義務付け

【平成二十年四月】

【(3) 保険給付の内容・範囲の見直し等】

・現役並み所得がある高齢者の患者負担を二割から三割に引き上げ
【平成十八年十月】
・療養病床に入院する高齢者の食費・居住費の負担を見直し
【平成十八年十月】
・傷病手当金・出産手当金の支給率等を見直し
【平成十九年四月】
・七十歳から七十四歳までの高齢者の患者負担を一割から二割に引き上げ
【平成二十年四月】

・乳幼児に対する患者負担軽減(二割負担)の対象年齢を三歳未満から義務教育就学前まで拡大
【平成二十年四月】

【(4) 病床転換助成事業の創設】
【平成二十年四月】及び介護療養型医療施設の廃止
【平成二十四年四月】

新たな高齢者医療制度の創設

【(1) 後期高齢者医療制度の創設】

【平成二十年四月】
・七十五歳以上の後期高齢者の保険料(一割)、現役世代(国民保・被用者保険)からの支援(約

図-2

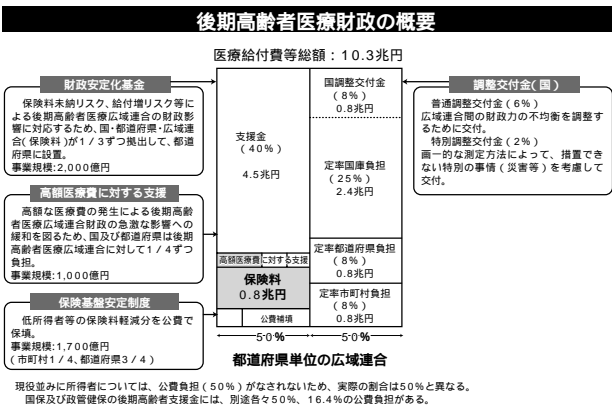
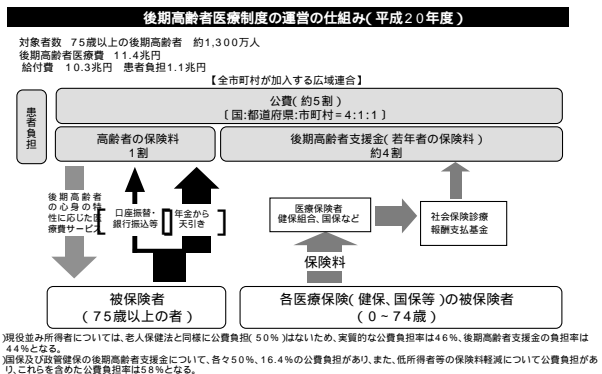


図-1



四割)及び公費(約五割)を財源とする新たな医療制度を創設

・保険料徴収は市町村が行い、財政運営は都道府県単位で全市町村が加入する広域連合(後期高齢者医療広域連合)が実施

・高額医療費についての財政支援、保険料未納等に対する貸付・交付など、国・都道府県による財政安定化措置を実施

(2)前期高齢者の医療費に係る財政調整制度の創設【平成二十年四月】

・六十五歳から七十四歳までの前期高齢者の給付費及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金について、国保及び被用者保険の加入者数に応じて負担する財政調整を実施

・退職者医療制度について、平成二十六年までの間における六十五歳未満の退職者を対象として、現行制度を経過措置として存続

保険者の再編・統合

(1)国保の財政基盤強化

・高額医療費共同事業等の継続

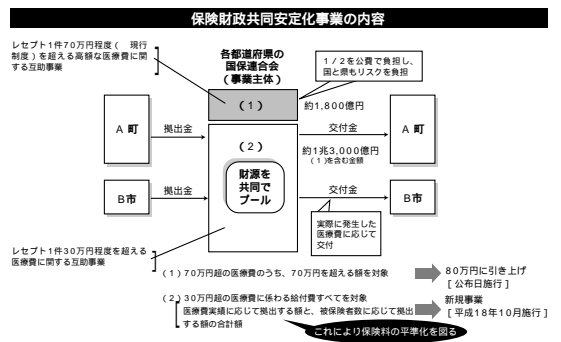
【公布日】平成十八年四月から適用【】

・保険財政共同安定化事業の創設【平成十八年十月】(図 3)

(2)政管健保の公法人化【平成二十年十月】

・健保組合の組合員以外の被保険者の保険を管掌する全国健康

図-3



・都道府県ごとに、地域の医療費を反映した保険料率を設定

・適用及び保険料徴収事務は、年金新組織において実施

(3)地域型健保組合【平成十八年十月】

・同一都道府県内における統合を促進するため、統合後の組合(地域型健保組合)について、経過措置として、保険料率の不均衡設定を認める

その他

・保険診療と保険外診療との併用について、将来的な保険導入のための評価を行うかどうかの観点から再構成【平成十八年十月】等

後期高齢者医療制度

平成二十年四月からスタートする後期高齢者医療制度の財政運営を担う、後期高齢者医療広域連合には、全市町村の加入が義務づけられていますが、広域連合の事務がどの程度の量となるのか、事務局を何処に置くか、事務局職員が何人程度必要なのか、また、各市町村の業務量が、従来の老人保健制度と比べてどの程度軽くなるのか、あるいは重くなるのか等々

不確定要素が多々あります。

本号が皆さんの手元に届くころには、もう少し具体的な形が見えてくるかもしれませんが、現時点では、広域連合の設立、新制度スタートまでの具体的なスケジュールを描けない状況です。

市町村の皆さんも、今後の国、県からの情報に十分留意していただきたいと思います。

おわりに

我が国の皆保険制度は、国民健康保険によつて支えられており、さらに、老人保健制度に代わる新たな高齢者医療制度についても、市町村職員の皆さんの努力の上に成り立ちつつあります。

今後とも、我が国が世界に誇るべき国民皆保険制度の安定的な運営を図るため、引き続き特段のご尽力をお願いする次第です。

おわりに、本年一月二十日、第百六十四国会における小泉総理大臣の施政方針演説の一部を抜粋し掲載させていただきます。

『社会保障制度を将来にわたり

揺るぎないものとしていくため、給付と負担の在り方などを含め制度全般を見直し、年金、介護に続き、本年は医療制度の改革を進めます。国民皆保険を堅持しつつ、患者本位で持続可能な医療制度となるよう、予防を重視し、医療費の適正化に取り組みとともに、高齢者の患者負担の見直しや診療報酬の引き下げを行います。七十五歳以上の高齢者の医療費を世代間で公平に負担する新たな制度の創設、都道府県単位を軸とした保険者の再編・統合を目指します。……』

「合併コーナー」

昨年四月に施行された「市町村の

合併の特例等に関する法律」(以下「合併新法」という。)では、市町村合併推進のための方策として、都道府県が、総務大臣が定める基本指針に基づき、市町村合併推進審議会の意見を聴く中で、自主的な市町村合併を推進する必要があると認められる市町村を対象として、「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」を作成し、都道府県知事は、この構想に基づき、合併協議会が設置されていない場合は、合併協議会設置勧告を行うことや、合併協議会が設置されている場合は、申請に基づき、市町村合併調整委員を任命し、合併協議会に係るあつせん、調停を行わせ、また、合併協議会推進勧告を行うことができることとされています。

本県では、「市町村の合併の特例に関する法律」(以下「旧合併特例法」という。)の下、市町村合併が進展し、市町村数は平成十八年三月十五日時

点で二十九まで減少します。

しかし県内には、未だ合併に至らない小規模町村も数多く残されており、今後これらの町村において地方分権の担い手に相応しい行財政運営を実現していくことは困難になるおそれがあります。

こうしたことから、県においては、市町村の自治能力の更なる向上のため、自主的な市町村合併をより一層推進する必要があると判断し、「山梨県市町村合併推進審議会」の答申の趣旨を最大限尊重する中で、「山梨県市町村合併推進構想」を作成したところであります。

県では、今後、この構想の実現を通じて、自立性の高い自治体の構築を目指した自主的な市町村合併を積極的に推進していく方針です。

平成十八年三月二十三日開催の「山梨県市町村合併推進本部」において決定された構想の概要は、次のとおりです。

山梨県市町村合併推進構想の概要

自主的な市町村の合併の

推進に関する基本的な事項

1 全国的な市町村を取り巻く

環境変化

(1) 市町村の役割の変化

市町村に対する行政ニーズの多様化・高度化、広域的な行政課題への対応の要請など、環境変化の中で、今後、市町村は質的にも高度化し、量的にも増大する事務を適切かつ効率的に処理することが課題。

(2) 国・地方における厳しい財政状況

国・地方とも巨額の債務残高を有するなど、厳しい財政状況を踏まえ、今後行政サービスの水準を維持・向上していくためには、既に合併した市町村を含め、より一層

効果的かつ効率的な行財政運営を行うことが課題。

(3) 人口減少、

少子高齢化の進展

我が国の総人口は、平成十二年から平成四十二年までの三十年間で七・四％が減少し、高齢化率は一七・四％から一九・六％まで上昇する。このような人口減少社会の到来により、税収等の落ち込みが予想される一方で、老人医療や介護サービス等の需要の一層の増大が見込まれ、市町村は、今後、これらのサービス需要にどう対応していくかが課題。

2 自主的な市町村合併

推進の必要性

市町村合併は、市町村の役割の変化や国・地方における厳しい財政状況への対応など、多くの市町村が抱える課題に対応し、市町村の行財政基盤の強化を図るための行政体制整備を主体的・自主的に進めるために最も有効な手段の一つであり、合併新法下においてもより一層推進していくことが必要。

3 本県市町村の望ましい姿

(1) 将来的に望まれる

広域的な本県市の姿

合併新法の期限後の長期的な視野に立つた本県市町村の望ましい姿は、広域市町村圏の枠組みをベースにしたが、次のように中核市と人口十万人程度を有する都市を誕生させることにより、県内を南アルプス市を含めた七市程度に再編成することを目指すものであり、合併新法下における市町村合併はこれらを将来像と

山梨県市町村合併

推進構想について

して推進することが必要。

・甲府地区広域市町村圏と東八代広域市町村圏が合体した人口三十万人を超える「中核市(仮称)」

・東山梨広域市町村圏をもとにした「峡東市(仮称)」

・峡南広域市町村圏をもとにした「峡南市(仮称)」

・峡北広域市町村圏をもとにした「峡北市(仮称)」

・富士北麓広域市町村圏をもとにした「富士五湖市(仮称)」

・山梨県東部広域市町村圏をもとにした「東部広域市(仮称)」

(2) 基礎自治体としての市町村の望ましい姿

基礎自治体としての市町村は、住民に最も身近な総合的な行政主体として、これまで以上に自立性の高い行政主体となる必要があるであり、これにふさわしい十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる専門的な職種を含む職員集団を有することが必要。

このためには、その規模・能力を更に充実することにより、地方分権の担い手として十分な経営基盤を有し、住民に身近な事務は原則として自ら処理することができる体制を構築することが必要。

4 合併推進に当たっての 県の方針及び役割

住民に身近な行政サービスは、住民に最も身近な基礎自治体である市

町村が行うべきであることから、合併新法下においても、自主的な市町村合併をより一層推進していくことが必要。また、合併新法においては、都道府県は、自主的な市町村合併を進める上で、従来にも増して重要な役割を果たすこととされていることを踏まえ、構想実現のため、関係地域の市町村長、議会及び住民に対して的確な助言や情報提供を行うとともに、合併協議や合併後のまちづくりを円滑に行うため積極的な支援を実施。

市町村の現況及び将来見通し

1 本県の人口及び高齢化等の見通し
本県の総人口は、平成十二年から平成四十二年までに、九・二%減少し、高齢化率は一九・五%から三〇・七%に上昇。特に人口一百万未満の小規模町村ではその傾向が顕著なため、これまでのような行財政基盤

や行政サービスの維持が困難になることが懸念。

2 県内市町村の行財政運営の現況と見通し

(1) 財政運営の状況
県内市町村の地方債現在高は、平成十六年度決算で約四千五百二十億円で、平成十六年度の約一・四倍となる一方、各市町村の標準財政規模に占める割合も平均で二〇〇・一%と高水準。また、経常収支比率は、毎年度、ほぼ上昇する傾向にあり、平成十六年度決算で八二・二%で、平成十六年度と比較し、一三・一ポイント上昇し、財政の硬直化が進行。さらに、人口規模の小さい市町村ほど、財政の効率性や財政力が低くなる傾向。

(2) 行政運営の状況
人口規模の小さい市町村ほど行政の効率性は低くなる傾向。また、専門職員も人口規模が小さくなるほど配置が困難な状況。

(3) 小規模町村(人口一百万未満)の状況

旧合併特例法下で合併に至らなかった人口一百万未満の十町村(芦川村、鯉沢町、早川町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、小菅村及び丹波山村)は、普通交付税の不交付団体を除けば、概して税収が少なく、歳入の多くを地方交付税に依存する傾向が顕著であり、財政力は低い。また、財政の効率性は低位の状況にあり、行政の効率性も低く、専門職員の配置も困難な状況。総じて、これらの町村の行財政基盤は脆弱であり、人口減少や少子高齢化の進展、これに伴う地方税収の低迷、地方交付税の減額等がこれらの町村に与える影響は大きく、今後、行財政基盤や行政サービスの維持が困難になることが懸念。

3 市町村合併の効果分析
合併に伴って、市町村の規模が拡大することにより、行財政基盤が強化さ

合併コーナー

れるとともに、県から合併市町へ権限移譲が進められ、より高い自治能力に裏付けられた自己決定・自己責任に基づく自治体経営が可能となり、住民へのサービスが向上。

構想対象市町村の組合せ

- 1 構想対象市町村の基本的な考え方
 - (1) 構想対象市町村の選定
- 本県では、次の十二町村を対象として構想を作成。

人口一万未満の町村
 芦川村 鯉沢町 早川町 道志村 西桂町 忍野村 山中湖村 鳴沢村 小菅村 丹波山村

人口一万以上の未合併町で、生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい町
 増穂町 昭和町

- (2) 構想対象市町村の組合せを検討した視点

生活圏域を踏まえた行政区域の一体性 「山梨県市町村合併推進要綱」との整合性 合併協議の経緯等
 地勢上から見た有意な組合せの有無 市町村の意向等 実現可能性の考慮 合併市町等の取扱い

- 2 合併を推進する市町村の組合せ
- (1) 合併新法下で合併することが望ましい市町村の姿

構想対象市町村の基本的な考え方に基づき、合併新法の下で合併することが望ましい市町村の姿を検討した結果は、次のとおり。(図1)

- (2) 早期に実現すべき市町村合併の組合せ(一次構想)

- (1) で検討した組合せのうち、早期に実現すべき組合せは次のとおり。(図2)

- (3) 情勢の変化等に応じて今後構想の対象とする市町村の組合せ

今後の情勢の変化等に応じて、改めて審議会に諮問し、答申があった段階で一次構想に追加していく市町村の組合せは次のとおり。(図3)

自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置

- 1 旧合併特例法下における

県の支援措置

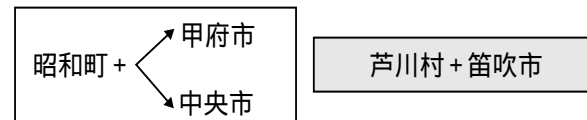
平成十二年三月に「山梨県市町村合併推進要綱」を策定し、合併パターン等を具体的に示し、合併実現に向けた検討が活発に行われるよう総合的に支援。また、平成十三年四月に知事を本部長とする市町村合併推進本部を設置、自主的な市町村合併推進への総合的な取組を充実。さらに、法定合併協議会を設置した市町村については、合併重点支援地域に指定、財政措置等を実施。

- 2 合併新法下における支援措置

合併新法では、都道府県の助言、情報の提供その他の措置(第六五条第四項)や国及び都道府県の合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に資するため必要な措置(第六五条第二項)を規定。また、都道府県が作成する構想、知事による合併協議会設置勧告等の手法による合併推進など、都道府県は従来にも増

(1) 合併新法下で合併することが望ましい市町村の姿組合せ(図1)

【甲府地区・東八代広域市町村圏管内】



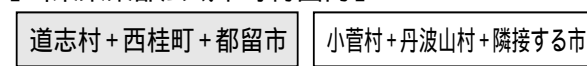
【峡南広域市町村圏内】



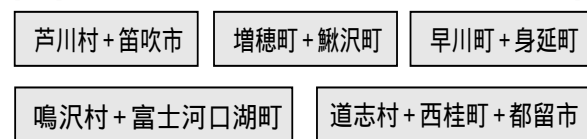
【富士北麓広域市町村圏内】



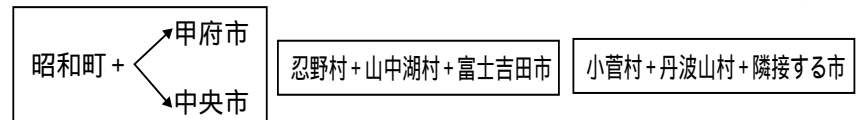
【山梨県東部広域市町村圏内】



(2) 早期に実現すべき市町村合併の組合せ(一次構想)(図2)



(3) 情勢の変化等に応じて今後構想の対象とする市町村の組合せ(図3)



して重要な役割を果たすこととされている一方、旧合併特例法において規定されていた財政優遇措置は縮小。これらの合併新法の趣旨等を踏まえ、合併新法下においても、引き続き全庁的な支援体制の構築、助言・情報の提供、財政的・人的な支援などの措置を実施。

今後、構想に基づく自主的な市町村合併をより一層推進するために、それぞれの地域の取組の状況を見極めつつ、必要に応じて、これらの措置も視野に入れて適切に対応。

- 3 合併協議会設置勧告等の措置
- 合併新法においては、構想に基づく合併協議会設置勧告や合併協議推進勧告等の措置を規定。

苦言



Yuka Miyazawa

宮沢 由佳

子育て支援センターちびっこはうす 代表者

ますます楽しい子育て支援活動

平成三年秋、甲府市宮原町に私立の子育て支援センター「ちびっこはうす」を設立し、子育て支援のボランティア活動を始めて十五年目になります。平成十四年にはNPO法人として認証をいただきましたが、相変わらず運営資金の調達に四苦八苦している毎日。いつかわずかでもお給料をもらえる日が来るのではと思っていました。そんな日は来そうにありません。

でも、私は今、とにかくこの子育て支援活動が面白くて仕方がないので。こんなに仕事が楽しいのは初めてかもしれません。以前、名古屋市の職員として保育園に勤務していた時よりも毎日がワクワクしています。時間さえあれば仕事をしたいのです。子育て中の親達の意見を聞き取ったり、幼い子ども達を保育したり（これが一番好きな仕事です）、新規事業の企画をしたり、企業と

の協働事業の提案をしたり、育児相談等々、一言で「子育て支援事業」と言っても多種多様ですから、やり始めたらきりがありません。そしてどれも楽しいのです。

なぜ、こんなにも楽しいのかといますと、それは最近世の中が、「子育て支援」に肯定的になってきたからだと思えます。地味だった私達の活動に日が当たるようになってきたのです。

つらい時代も過去の話

実は私達が活動を始めた十五年前は、周りの多くの人たちが「子育て支援」に対して否定的でした。ある会議で、「子育て中の親の支援が必要だと言ったら、」わしらの大事な血税を、子育てもまともでできん親たちの尻拭いに使うのか！と、怒鳴りつけてきた教育委員さんがいました。「子育てサークルなんて母親を甘やかせるだけよ。必要ない

わ！」と言った先輩ママさんがいました。子育て情報紙の発行のために、子連れで広告取りに歩いていたら、「あんなたち、何をしているの？子育て中は子育てだけしてりゃあいいの！そんな男の真似みたいなことをやってるからこどもがまともになんないんだよ。早く家に帰って子育てしなさい！」と言った女店主がいました。今となっては笑い話ですが、当時は悲しくてくやくして、仲間同士で抱き合って泣いたものです。

猫も杓子も子育て支援

それが今では、「子育て支援」は世間の常識どころか、国の重要課題となっています。選挙のときには、「子育て支援」はキーワードです。また、私のところへ「子育て支援」について学ばせて欲しいと足を運んでくださる議員さんもたくさんいます。

行政も大きく変わりました。「子育て」を担当する行政マンが出現しました。企業も、「子育て支援」に興味を持つてくれるようになってきました。そのおかげで、手刷りで毎月二百部しか発行できなかった子育て情報紙（B4二つ折り八ページ）に広告が集まり始め、今では、毎月一万部（B4二つ折り三十一ページ、カラー＆モノクロ）を県内中に無料配布することが出来るようになりました。と

にかく、今まで逆風だったものが追い風に変わったのです。ボランティアとはいえ、私達の活動が世間に認められ支持されるようになったのですから、楽しくないはずがありません。もう肩身の狭い思いをしながら活動しなくてよいのです。

子育て支援のススメ

しかし、追い風を喜んでる私達とは違い、市町村の多くの子育て支援担当者には困惑しているようです。新分野ゆえに「子育て支援活動の推進」と言われても、何をどうしたら良いのか分からないでしょう。そこでオススメの提案があります。それは、当事者に泣きつく「事」です。子育て中の様々な立場の親達から直接意見を聞くのです。当たり前で簡単なことですが、意外と見落とされていきます。参加者が子連れだからと、二の足を踏んでいることもあります。それなら「託児付き」で会議をしてみませんか。思わぬ収穫があるはずです。「当事者による支援活動」だからこそ、私達の活動も広がってきたのだと思います。どの町にも、私達のように子育て支援が楽しくて仕方がない人達がいるはずなので、是非協働して、個性のある楽しい子育て支援事業を進めていただきたいと思えます。

がんばるひとたち。

県と市町村、また市町村間において職員交流が盛んに行われています。今回は、県から市町村へ、市町村から県へそれぞれ派遣され活躍している皆さんに登場していただき、近況を紹介していただきました。



循環型社会推進課
中田 仁
(甲府市)

交流派遣職員として、循環型社会推進課に配属され、早いもので、まもなく2年が経ちます。赴任した当初は、職場環境の変化や業務の質と量の多さに戸惑い、不安な気持ちの毎日でしたが、職場の上司や同僚のご指導、力添えをいただき、充実した日々を過ごすことができました。

私自身「環境問題」を考えた時、正直、あまり関心がなく、他人事のように漠然としたものでありましたが、実際に環境関連業務に従事し、身近な自然環境やごみの問題をはじめ、地球温暖化やオゾン層の破壊など喫緊の状況であることを実感しました。

これらの環境問題を解決するためには、法令等の整備や規制も重要ですが、日常生活において一人ひとりが環境に配慮した行動をとるような施策や啓蒙活動など、地道で継続的な取り組みが大切だと感じました。

最後に、親切にいただいた職場の上司、同僚やこのような貴重な機会を与えていただいた甲府市の皆様に感謝するとともに、この2年間で得た財産を糧とし、市の発展に寄与できるよう微力ながら努力していきたいと思えます。



観光振興課
金子 猛
(甲州市)

昨年4月、旧塩山市から観光部観光振興課へ派遣され1年が過ぎようとしています。

観光部内の淀みなく動く多くの事業に対し、ごちない私ですが周囲の皆様にご指導いただきながら担当業務に精進しています。県産品販路開拓促進事業では、県民情報プラザ1階に事務所を構えます(社)山梨県観光物産連盟との関わりが多く、連盟の皆様にもいろいろとお世話になっています。

県内外の物産展の構成や県産品の発掘は豊かな経験と知識、センスが必要で勉強の毎日です。

また、現在、担当内では「富士の国やまなし観光ネット」の構築を行っています。宿泊情報や飲食店情報、情報ボランティアによる最新情報等、この新ネットで山梨の観光情報が網羅されていくことと思えます。

交流事業によってこのような機会に恵まれたことに感謝し、後の1年間も頑張っていきたいと思えます。



北杜市
税務課
石井 喜博
(峡北地域振興局)

県と市町村の人事交流により、北杜市役所に勤務しております石井です。所属は税務課で固定資産税の担当をしております。私は今まで、税関連の業務に就いたことがなかったため、今回の交流により自分自身に新たな知識と幅広い視野を身につけ、今後の職務に役立てようとおおよそ1年間を職務遂行してまいりました。

税という言葉を聞くと「税金って高いな」「どんなことに使われているのかな？」など率直なものから専門的なものまで疑問の幅は広く、住民の皆様に対して税の仕組みを説明するのは、そして理解を得るのはとても難しいことだと実感しています。

税を支払うことは国民の義務であり、それゆえに法律などで細かく規定されていますが、税の仕組みや税額の決め方、その使われ方というのはなかなか知る機会がありませんし、知ろうとしても言葉が難しいなど高い壁があるように思われます。しかし、税を徴収する側にはその説明をする責任があります。

この説明責任を果たすべく、また、徴収された税の使われ方についても事業効果などを考えながら、住民が納得できる施策を進めていくことが重要だと感じた1年間でした。

最後に、税務経験の乏しい私に優しく教えていただいた北杜市役所の皆様や地理に不案内な私に親切にいただいた北杜市住民の皆様には、深く感謝しております。今後ともよろしくお願ひします。



県民生活課
浅川 大樹
(北杜市)

4月より北杜市役所から県民生活課に派遣され、もうすぐ1年が経とうとしています。配属直後は、システムや環境の違いから戸惑いがありましたが、周囲の方々からご指導をいただき、徐々に慣れることができました。

県民生活課では土地・エネルギー担当として、国土法に基づく審査や地価調査等の業務を行っています。その中において国土法や他法律を学ぶ機会が多々あり、今後も知識を増やしなが業務に役立てていきたいと思ひます。

こちらで得た経験を市で活かせるよう、残りの期間も大切に過ごしていきたいと思ひます。

最後に、お世話になっております課の方々及び、このような貴重な体験に送り出してくれた皆様にお礼を申し上げ、近況の報告とさせていただきます。



身延町
文化振興課
今福 利恵
(峡南地域振興局)

文化振興係に所属していますが、文化財保護を主に担当していません。身延町は一昨年9月に身延・下部・中富と合併し、町内の指定文化財は227件と、県内市町村の中で最も多くなっています。日蓮宗総本山の身延山久遠寺、本遠寺を抱え、また中世には武田親族衆の穴山氏が支配した地域で、これらにかかわる貴重な文化財が多く遺され、さらに眠っていることと思われます。

国宝・国史跡・重要文化財も多く、これらの補助金を伴う修復事業や現状変更申請といった業務では、国県町の連絡調整などにも一役買っています。自然も豊かなところで、化石やフォッサマグナ、さらに温暖気候の北限にある植物といったさまざまな天然記念物の多くは山間地にありますが、管理が行き届かなくなりつつもあります。

埋蔵文化財は、保護体制の確立を目指し、開発関係各課との連携、さらに民間開発との調整や指導を進めています。町内にある指定文化財は、合併を期に再整備・調査を行い、あわせて資料集を刊行する予定で、この計画を策定中です。

業務は意外や多岐にわたり、突発的あるいは困難な事案もありますが、県や他市町村に照会・連携しながら進めています。県にいたときは専門的な埋蔵文化財の仕事が主だったのですが、町に派遣されてからは文化財全般へと守備範囲がかなり広くなり、腰を軽くして飛び回っています。私の仕事が身延町にとって少しでも役立つように努力して頑張りたいと思っています。



消防防災課
諏訪 一敏
(身延町)

4月からの消防防災課での職務も、早いもので1年が過ぎようとしています。これまでとはまったく違う環境の中での仕事に、大きな不安と戸惑い、緊張がありましたが、上司や諸先輩方のご指導をいただきながら、日々、職場にも慣れてきました。

防災対策担当として、2年間の限られた時間ではありますが、「災害」といういつ起こるか分からないことへの「備え」、起こった場合の「対策」、防災意識の向上、これら非常に重要な問題に取り組んでおります。

派遣期間も余すところ1年となりましたが、更にこの貴重な機会を精一杯努め、一つでも多くのことを学び、また、皆様方との交流を深め、今後の身延町での職務に活かせるようにしていきたいと思っています。

最後に、1年間ご指導いただきました、消防防災課並びに関係課の皆様方に感謝申し上げます、今後ともよろしく願いいたします。



甲斐市
保険課
矢野 久
(峡中地域振興局)

市町村合併が進行している中で、県が住民と直接対応する業務は少なくなっている状況ですが、行政の基本である住民と直接接する業務を経験してみたいということと合併市町村として新しくスタートする場所に身を置きたいと思い、職員交流プログラムに応募して、昨年4月から甲斐市に勤務しています。

業務は老人保健を担当しており、高齢者を中心に対応しておりますが、複雑な制度を分かりやすく説明することや、即時に臨機応変な対応が求められる市町村行政の難しさに直面しておりますが、住民サービスの向上のために汗をかくことへのやり甲斐も感じている毎日であり、可能な限り住民本意の行政ができるよう努力していきたいと思っています。

また、運良く？医療制度改革の年にぶち当たり、新高齢者保険制度発足に向けての初期準備段階となるため、情報収集や国会の動向に目が離せない状況でもあります。

とにもかくにも温かく受け入れていただいております甲斐市の皆さんに感謝の日々です。



笛吹市
まちづくり整備課
望月 浩
(峡東地域振興局)

平成17年4月より笛吹市に派遣され、建設部まちづくり整備課に所属しています。笛吹市は、平成16年10月に5町1村が合併し誕生した市であり、平成18年8月には芦川村との合併も控えている状況です。

所属しているまちづくり整備課では、条例に基づく開発の指導を行っており、窓口に来られる方や電話での対応で大変忙しい状況となっております。派遣されたしばらくの間は対応時に、いわゆる担当外の件を尋ねられると戸惑ってしまうことも多々ありましたが、周りの皆様いろいろなと教えていただき、処理できるようになりました。行政に関する知識も広がり、大変感謝しております。

新市である笛吹市では、開かれた市政の実現のため、今後のまちづくりの具体的な目標、方向性を示した笛吹市マスタープランの作成を予定しています。これは、地域の皆様が行政に積極的に参加できるようにする「みちしるべ」となるべきものであります。この作成過程で微力ではありますが、お手伝いすることができればと考えています。

『電子自治体共同化事業 の新たな展開』

山梨県市町村総合事務組合 電子自治体推進室 渡辺 潔

はじめに

「ミレニアム・プロジェクト」の「Japan戦略」等の電子自治体構築の流れを受け、平成十四年度(平財)山梨県市町村振興協会による「電子市町村システム共同化等研究会」での検討が開始された。更に山梨県情報政策課による「共同アウトソーシング研究会」での検討を経て、平成十五年度から全国に先駆けて県内同一システム及び県内全市町村参加による共同事業がスタートした。

電子自治体の構築というこれまでになかった課題に対して、山梨県及び県内全市町村という新たなスキームで対応することとなったため、それまで比較的希薄であった市町村の情報担当者間のつながりが、この共同化事業を通して密度の濃い関係へと昇華してきた。IT化への対応など市町村の情報担当者の抱える悩みは多い。そんな悩みについて、共同化事業検討の合間に、また、電話一本で他市町村の状況を教えてもらえる関係が構築できたことが、市町村の情報担当者にとって大きな財産である。

これまでの取り組み

平成十五年十月三十一日にNTTコムユニケーションズ(株)を代表企業とする企業連合と平成二十年三月三十一日までの契約を締結し、電子申請や施設予約システムの構築に着手した。平成十六年四月二十一日の供用開始時には、県六手続(山梨県後援名義の申請他)、市町村五手続(印鑑登録証明書の交付申請他)、施設予約二施設(小瀬、北麓)及び、ポータルの簡易申請機能と県庁HPとの情報連携機能からスタートした。その後、県市町村ともに手続の追加を行い平成十八年三月現在で県七十七手続、市町村二十八手続となっている。

市町村手続を追加する際には、市町村ごとの業務フローと様式を統一する必要から市町村の事務担当者によるワークショップを開催し検討を行っている。これまでに、印鑑登録、市町村税、児童福祉、障害福祉、国保のワーキングを開催している。また、業務の電子化に伴い市町村条例の改正が必要な場合には、山梨県町村会法務室のサポートを得て法務支援WGを開催し、平成十六年十二月には各市町

村において行政手続の電子化に対応する通則条例の制定を行っている。

施設予約では、県施設として平成十七年四月から青少年センターを追加し、市町村施設では平成十七年三月の葦崎市普総合運動場他三施設以降、四月の大月市民会館、十一月の甲府市青葉スポーツ広場他十二施設、平成十八年三月に身延町総合文化会館他一施設を追加して、合計で山梨県三施設、市町村二十一施設の利用が可能となっている。

ポータルの機能としては、平成十六年十一月に電子申請体験機能の追加、平成十七年二月にメールマガジン及びアンケート機能の追加を実施している。市町村の広報担当者を中心としたポータルWGを開催し、平成十六年度においては中長期的にやまなし共同ポータルサイトの方性を検討した。共同化ポータルサイト基本構想を策定した。平成十七年十一月にはこの基本構想に基づきポータルサイトのリニューアルを実施した。公募により決定した愛称「やまなしくらしねっと」を新たにデザインされたヘッダ部分に冠し、ナビゲーションとガイドランス機能を追加した。ナビゲーションとは利用者が迷うことなく目的の申請手続へと到

達することをサポートする機能であり、ガイドランスは行政手続に関する説明を充実し利用者の利便性向上を狙うものである。

また、ポータルリニューアルに合わせて代金引換郵便サービスも導入している。これまでパソコンから住民票などの電子申請を行っても、交付物が紙であるため市町村窓口へ取りに行き、合わせて手数料を支払う必要があった。郵政公社の代金引換サービスを利用することにより、自宅に居ながら申請から交付物の受け取り、手数料の支払いまで可能となった。

課題

平成十六年四月の供用開始から約二年が経過しようとしているが、利用件数が伸びていない現状である。これは、ある程度当初から予想されていたことであり、また、本県のみならず全国的な状況でもある。

想定される主な要因としては、電子申請の際に設定が複雑で誰でも気軽に使えるシステムとして成熟していないことが挙げられる。電子署名を付すためにはICカードリーダーライタの設定が必要で

あるが、これに付随してJREや証明付与プログラムのインストールも必要であり、パソコンの取扱いに慣れていない人にとってはかなりの難関である。

市町村窓口において住民票や印鑑登録証明書の取扱い件数が多いのは事実であるが、住民一人ひとりにとって住民票や印鑑登録証明書が必要なことが年に一回あるかないかというのが実態であろう。利用回数の少ない申請のためにお金や手間をかけてまで電子申請をするよりは、市町村窓口へ出向く方が手取り早いというところになってしまふ。

また、住民票や印鑑登録証明書等の交付物が従来通りの紙であり、交付物受け取りのために市町村窓口へ出向かなければならないことも利用件数が少ないことの要因の一つとして挙げられる。交付物の電子化については、国の指針も提示されていない段階であるので対応時期が未定であるが、平成十七年十一月から代金引換郵便サービスの導入により、自宅へ交付物を受け取れる仕組みを整えている。

県民の曰、小瀬会場にて実施したアンケート結果からは電子申請に対する期待感が同われるので、まだまだ住民の間に本ポータルサイトである、やまなしくらしねつとが浸透していないのも事実である。誰にでも簡単に利用できるシステムを構築すると共に、住民へのPR活動へも力を入れていく必要がある。

今後の展望

課題で述べた利用件数向上の取り組みは、電子署名の有無についての検討を行っている。山梨県や市町村の職員採用試験申込を電子申請で実施したが、厳格な本人確認が申請時には必要でないため電子署名の付与は行わず、IDとパスワードでの申請とした。申請を行う対象者がパソコンの取扱いに慣れている世代であることも相まって、他の電子申請可能な手続に比べ格段に申請件数が多い状況であった。

市町村手続については、これまで市町村窓口で申請・届出件数が多い手続を電子化対象としてきたが、前述の例も踏まえ電子署名の有無、電子化による利便性及び対象者のリテラシー等を考慮した上で電子化対象手続を選定することも必要である。また、利用者が定期的に繰り返し利用する手続を選定することにより利便性が向上し、それが利用率の向上につながると思われる。

電子申請手続と共に重点を置いているのがポータルの充実である。前出の、共同化ポータルサイト基本構想に基づき、行政手続に関するガイダンスの充実に取り組みと同時に、情報連携機能を強化する。電子申請可能な手続を増加させるだけでなく行政及び地域の情報をも提供することが、目指すべき電子自治体像であると考える。

情報連携機能としては、道路や鉄道などの交通情報、気象情報や当番医等を本

ポータルサイトに集中して掲載することを目指している。住民の生活圏は市町村の枠組みを越えて広域化しているが、情報は市町村ごとにホームページに掲載されているため、必要な情報はいくつかのホームページを経ないと得られない状況である。情報を一箇所に集中することにより、住民にとってワン

ストップサービスの提供となり利便性の向上を狙う。現在、契約期間の半ばを経過し現システムの拡充を進めていくが、同時に平成二十年度以降の事業についても検討を行っている。これからの構築・運用を通しての反省を基にして、目指すべき電子自治体像を次期システムへ盛り込むことやSLA(サービスレベルアグリーメント)及び契約手法などについて検討を加えていくことも重要な課題である。

おわりに

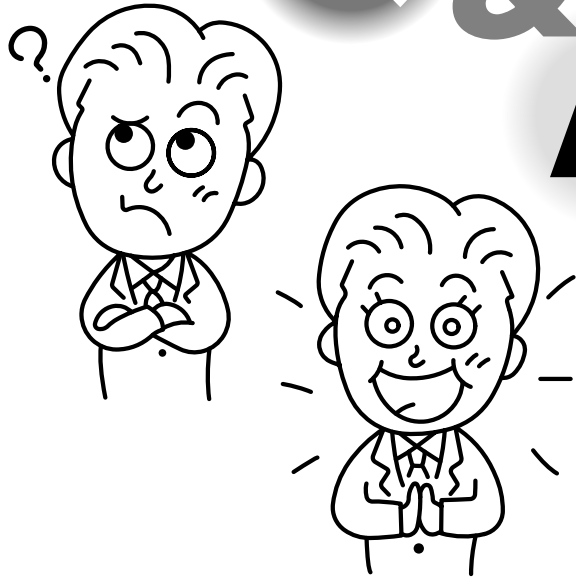
本年一月十九日に策定された、IT新改革戦略(IT戦略本部)においては、平成二十二年度中に申請・届出等手続におけるオンライン利用率を五〇%以上とする目標が掲げられている。現在の利用率

からは程遠い数字であるが、法令関係やシステムを取り巻く環境もより電子化を促すものとなっていくであろう。

山梨県・市町村における電子自治体の構築は、電子申請という住民からの入口部分(フロントエンド)から着手されたが、今後は電子申告や電子入札等のフロントエンド部分の間口を広げると同時に、職員側の業務(文書管理、住民情報、情報等)システム(バックオフィス)の共同化にまで及ぶことが想定される。バックオフィスの共同化により事務の効率化とコスト削減が可能となれば、そこから本来の共同化事業の価値が発揮されることとなるであろう。



自治 Q & A



お答えします

Q 市場公募債（住民参加型ミニ市場公募債）の概要を教えてください。

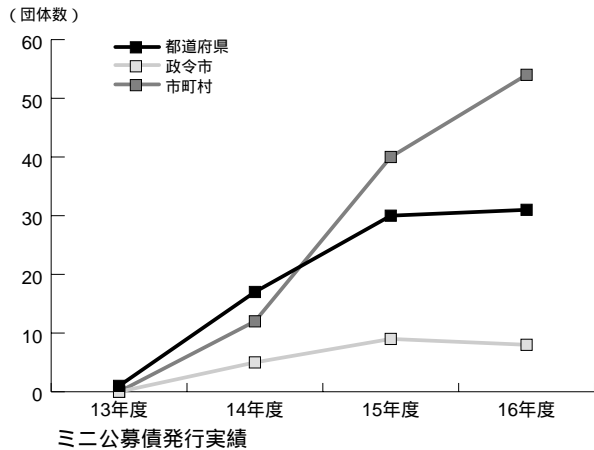
A 近年、地方債資金については、地方分権の推進、財政投融资改革の趣旨を踏まえ、公的資金（政府資金・公庫資金等）の縮減を図り

つつ、地方団体の自己責任による行財政運営を促すなか、市場原理に即した資金調達を推進しています。

住民参加型ミニ市場公募債以下、ミニ

二公募債とは、地方債の個人消化及び公募化を通じた資金調達手法の多様化を図るとともに、住民の行政への参加意識の高揚を図る目的があります。十八年度の地方債計画についても、公的資金の減少に対し市場公募の枠は、対前年比六・一％の増加を示しています。ミニ公募債は、平成十三年度末に群馬県が「愛県債」を発行したのを皮切りに、平成十四年度には三十四団体、十

五年度には七十九団体、十六年度は九十三団体と、着実に地域住民に浸透してきています。



このミニ公募債は販売地域を限定し、その使い道を明らかにして、地域の方から資金の調達を行うところが、大きな特徴となっています。発行額、償還年限、金利等の発行条件を自治体が自由に設定できるなど、その取り扱いが弾力的であるため、財政規模が小さな自治体においても発行が可能となっています。なお、住民の参加があまり期待できない場合には、発行リストが割高となる可能性があることから、近隣の市町村や都道府県とミニ公募債を共同で発行することも可能です。この場合には、地方財政法第五条の七により共同発行についての連帯債務を取り入れ、商品性の向上、住民に対する信頼度を高めることができますので、必要に応

じて検討することが良いでしょう。

【主な発行団体（十六年度）】

少額発行団体

・熊野市（三重県）

ささゆり熊野市民債 〇・三億円

（資源化ストックヤード整備事業）

・鹿屋市（鹿児島県）

プリンセス鹿屋債 一・八億円

（かのやバラ園拡充整備事業）

・須坂市（長野県）

いきいきすさか市民債一・〇億円

（高南小学校体育館改築事業）

・名和町（鳥取県）

大空海債 〇・五億円

（風力発電事業）

・明和町（群馬県）

めいわ愛町債一・〇億円

（明和町新庁舎建設事業）等

ミニ公募債のスキーム等として、まず「対象事業」ですが、住民及び投資家の方には、当該事業を実施するための資金の供給者になってもらうわけですから、対象事業を特定するのが好ましいのですが、一定のロット（発売額）が確保できれば特段差し支えはないと考えます。引受機関については任意となっており、地方債を取り扱っている金融機関でも構いませんが、その選定や入札をするに当たり、債券販売のノウハウや実績、個人向けの能力販売やPR能力・販売戦略が整っている等勘案することが必要でしょう。

償還方法は原則として、満期一括償還です。償還期間については、少なくとも現下の金利状況においては、三〜七年及び十年の実績があり、購入対象者の「TBS、個人向けの国債や社債の動向を踏まえ、適切に対処することが必要

です。また、発行に当たり、保護預かり制度」を活用する場合、引受機関が手数料をとるか否か、とるとしたらどの程度か等の、取り扱いを検討することになります（保護預かりとは、発行した債券を銀行や証券会社に保管してもらうこと）。なお、平成十八年より、三三公募債を振替地方債として発行することも可能になり、保護預かり制度」と併せ、総合的に判断することが必要となるでしょう。

三三公募債発行までの留意点を何点が申し上げてきましたが、それ以外にも、債権の利子所得に対する税制度の取り扱い「販売（購入）方法」「発行額・購入限度額・券面金額の設定」「投資家に対するフォロワー（元本割れ有無の説明



個人住民税の税額控除において一円未満の端数が生じた場合の取り扱いについて教えてください。



個人住民税の確定金額は課税標準額に段階に応じた税率を乗じ、税額控除（配当控除、外国税額控除、六十五歳以上の者に適用される非課税限度額の廃止に伴う経過措置に係る控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、定率による税額控除）の規定の計算を行った後の所得割額に、均等割額を合算した金額をいいます。

地方税の税額を計算するに当たって、課税標準額に千円未満の端数金額があるとき又はその金額が千円未満で

等）等、考慮すべき点があります。

今後、多様な資金調達手法を確保するため、三三公募債をひとつの手段として、定期的・継続的に発行することが地方公共団体における調達コストの低減につながるものとして期待できるように。

前段でも触れましたが、「発行目的」や「対象事業」を明確に示し、より多くの住民及び投資家の理解を得ることが重要になってきます。今後、非公専市町村においては、債券発行のノウハウを蓄積し、新たな財源調達に取り組みが必要があるでしょう。

あるときは、その端数の金額又はその全額を切り捨てる（地方税法（以下「法」という。）第二〇条の四の二第一項）とされており、確定金額に百円未満の端数金額があるとき又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる（法第二〇条の四の二第三項）とされています。（個人住民税においては都道府県民税と市町村民税について、それぞれ計算を行います。）

しかし、税額控除の端数処理の規定は、定率による税額控除については地方税法上その取り扱いについて規定されているもの（法附則第四〇条第七

項及び第九項）、他の税額控除においては特段の規定が設けられていませんでした。

最近においては、平成十七年度の課税から配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除が設けられ、さらには平成十八年度の課税から六十五歳以上の者に適用される非課税限度額の廃止に伴う経過措置に係る控除が設けられたことにより、地方団体から税額控除の額を計算する過程で一円未満の端数が生じた場合の事務を執行するにあたり、統一の取り扱いを求める意見が提出されてきました。

そこで地方団体の意見等を踏まえ、統一的な取り扱いが定められたところですが、地方団体の徴収金の端数計算についての一部改正について「平成十七年十一月九日総務省第二〇二二二二号総務省自治税務局長通知」。

通知の具体的な内容は、以下のとおりです。

- ・ 外国税額控除の額
- 都道府県民税分…一円未満の端数切上げ
- 市町村民税分…一円未満の端数切上げ
- ・ 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額
- 都道府県民税分…一円未満切上げ
- 市町村民税分…一円未満切捨て
- ・ 配当控除の額
- 都道府県民税分…一円未満の端数切上げ
- 市町村民税分…一円未満の端数切上げ
- ・ 六十五歳以上の者に適用される非課税限度額の廃止に伴う経過措置に係る

る控除の額

都道府県民税分…一円未満の端数切上げ

市町村民税分…一円未満の端数切上げ

なお、六十五歳以上の者に適用される非課税限度額の廃止に伴う経過措置に係る控除が適用される者の都道府県民税均等割額については、平成十八年度分を三百円、平成十九年度分を六百円とされています。

配当控除の額、外国税額控除の額及び六十五歳以上の者に適用される非課税限度額の廃止に伴う経過措置に係る控除の端数処理については、納税者有利の取り扱いとされており、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額については、都道府県、市町村間の按分に係る取り扱いを定めたものです。

また、配当割額又は株式譲渡所得割額の控除の額について配当割額と株式等譲渡所得割額の両方の控除がある場合には、当該控除額を合算し端数処理を行うってください。

税額控除額の端数処理についてはこれらを参考としていただき、電算処理や納税通知書の作成等の事務を執行するに当たり、適宜必要な措置を講じていただきたいと思います。

市町村イベントごよみ

April → May

4

5

春、らんまん! 家族で楽しさ満開!



甲府市

第14回甲府市緑化まつり



平成18年4月23日(日)

(会場: 緑が丘スポーツ公園船出広場)

このまつりは春の訪れ、苗物の植え付け時に、緑と花にふれあい、親しんでもらい、地域や家庭に緑を増やすきっかけを作ろうという目的で始めました。

家庭の庭造りに関することや、樹木の栽培管理、病虫害防除など園芸全般の相談ができるコナ、植木、春の鉢花、苗物、ガデニング資材を販売するコナのほか、甲府産の新鮮な野菜、もち味饅頭、草もち、県産品であるワイン、貴金属、絹製品、郷土玩具の販売もしています。

また、ぬいぐるみショー、金魚すくい、動物・植物のクイズ、山野草の寄せ植え体験、起震車での地震の体験、音楽隊による演奏、緑花木のチャリティオークションなど催し物もたくさん。甲府市の花「なでしこ」と甲州有機の無料配布もあります。

お腹がすいたら軽食コナへ。

子供からお年寄りまで1日楽しめる緑化まつりへぜひおいでください。

芦川村

すずらんの里祭り



平成18年5月26日(金)~28日(日)

(会場: すずらん群生地、同駐車場)

黒岳、釈迦ヶ岳、破風山の三山に囲まれた芦川の源流域は「にほんすずらん」の群生地。これだけの規模の群生地は全国でも珍しく、県の自然記念物にも指定されています。開花は例年5月下旬からおよそ1カ月間で、花の開花時期に合わせて「すずらんの里祭り」が開催され、毎年多くの人で賑わいます。

祭り期間中は午後8時頃まですずらんのライトアップが行われ、夜間も観賞を楽しむことができます。期間中会場には特設テント村が設けられ、特産品の即売が行われます。また、「おてんぐさん」ではソバ打ち体験、「グリーンロッジ」では草木染め体験、5月28日には村内を流れる芦川でヤマメ釣り大会が行われます。

なお、すずらん育成協力費として、募金へのご協力をお願いいたします。

鯉沢町

第26回大法師さくら祭り

平成18年4月1日(土)~10日(月)

(実施日は、開花状況によって変更することがあります。)

(会場：鯉沢町大法師公園)



毎年4月上旬に10日間ほど鯉沢町の大法師公園でさくら祭りを開催しています。この大法師公園は昭和42年から桜の植林を始め、現在では公園内に約2,000本の桜が植林されています。平成2年には日本さくらの会により「さくら名所百選」に認定されました。さくら祭りの期間中は毎年約5万人の県内外からの花見客で賑わっています。また様々なイベントも行われていて、桜を題材とした写真展や写生大会、伝統ある鯉沢ばやしの演奏、弓道大会やゲートボール大会、子供みこしなどが行われさくら祭りを盛り上げます。夜間には、公園内の桜をライトアップしますので、昼とはまた違った幻想的な桜の姿を見ることができます。ぜひ1度大法師さくら祭りに訪れていただきますよう、心よりお待ちしております。

北杜市

第15回長沢鯉のぼり祭り

平成18年5月5日(祝)

(会場：南八ヶ岳花の森公園周辺)



長沢の国道141号沿いに広がる谷間に緑があふれ、菜の花や芝桜が咲く頃、色とりどりの鯉のぼり400匹が青空を背景に舞い泳ぎます。

鯉のぼりは町内外の方から寄付されたもので、4月上旬から飾られ、自分の寄付した鯉のぼりに会いに来られる方もいます。

まつり会場では、地元産の野菜、地元で採れた山菜を使ったおこわなどの特産品の販売や餅つき大会が行われます。

隣接の泥田では、「鯉のつかみ取り大会」や子供を乗せたソリを親が引く「どろんこカヌー競走」、子供向けの「どろんこ障害物競走」など、見ていただけでも楽しいイベントで1日賑わいます。

上野原市

軍刀利神社祭典(ぐんだりじんじゃさいてん)

平成18年4月19日(水)

(会場：上野原市桐原4134番地、軍刀利神社)



この神社に古くから祭られていた祭神は、「軍荼利明王(ぐんだりみょうおう)」であったが、その後日本武尊の伝説による信仰と習合し、日本武尊が戦の神であったことから、神社の名前も「軍刀利神社」に改められたと伝えられています。

祭典は春と秋の2回行われ、春祭りは特に賑やかです。

戦前は武運長久を祈願するため、市内はいうに及ばず、東京からも白装束に身をかためた多くの人が、講を作ってお参りに来ました。

戦後は縁結びの神として装いを新たに、毎年多くの人が参詣します。

また、奥宮の社殿前に県の指定天然記念物である「カツラ」の木があり、県内同種のうち最大です。推定樹齢500年、高さ33m、目通り9m、根回り14m。この木の根元から冷たい清水が絶えることなく湧き出ることから「水の木」と呼ばれています。新緑の季節、ぜひ一度お越しください。

市町村振興協会たより

平成18年度市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所の研修等について

今回の市町村振興協会たよりは、本協会の上部団体である(財)全国市町村振興協会が設置運営している市町村職員中央研修所(以下「市町村アカデミー」という。)及び全国市町村国際文化研修所(以下「国際文化アカデミー」という。)の平成18年度の特徴等について紹介します。

平成18年度の特徴

市町村アカデミー

- (1) 市町村の課題「戦略セミナー」の創設
戦略的な政策課題に機動的に対処することを狙いとして実施されるもので、実施回数は概ね3回とされ、うち1回は市町村合併に焦点を当てたセミナーとして実施される。
- (2) 3日間コースの拡充
平成17年度に幹部職員のみを対象に年1回実施された3日間コースを、平成18年度は幹部職員を対象とする「管理職コース」と、短期間で集中的に政策課題について学ぶ「ポイント集中コース」に分けて年2回、計8科目実施される。
- (3) eラーニングによる事前学習の実施
専門実務研修課程の一部の科目において、当該科目受講の前提となる基本的知識の習得を目的としてインターネット等を使用し実施される。【実施科目: 入門・法令実務、法令実務、住民税課税事務、固定資産税課税事務(土地)・(家屋)、市町村税徴収事務 計6科目】
- (4) 申込手続の変更
これまで本協会経由で申込みを行っていた研修科目について、平成18年度の申込み分は振興協会を経由せず、直接、市町村アカデミーに申込みを行う。
申込方法は、従来の郵送、FAXに加えて、ホームページからの電子申込みが追加される。
詳細については平成18年1月25日付けで各市町村に送付されている「平成18年度研修計画」を参照。

国際文化アカデミー

- (1) 多文化共生社会に対応できる能力を養成する研修の創設
進展する多文化共生社会に対応して、在住外国人に関する諸課題を解決する能力を養成するため、財団法人自治体国際化協会と共催で2つの研修が実施される。
多文化共生マネージャー養成コース
多文化共生社会の進展に対応できる知識の習得を図り、関係機関・部等とのコーディネート能力や企画立案能力を有するマネージャー的な人材の養成を図ることを目的とした研修。
多文化共生社会対応コース
在住外国人が直面する諸課題を学び、施策を展開する際に多文化共生に配慮できることを目的とした研修。(従来の「国際化対応コース」をより多文化共生に重点を置いた内容に変更し実施。)
- (2) 地方公務員のための遠隔英語コース(eラーニング)の創設
インターネットを使い、自分のペースで手軽に受講できる研修として実施される。(パソコン上での受講だけでなく、ネイティブスピーカーとの電話による会話、英語の専門家によるアドバイス、電子メールによる質問回答などを受けることができる。)
- (3) 「政策実務系研修」の充実
「政策実務系研修」は、市町村の振興に必要な研修として平成16年度から実施されており、研修内容は、毎年度、自治体のニーズや社会情勢の変化等を勘案する中で見直しを行っている。平成18年度も自治体の抱えている課題の解決に即効性があり、業務遂行に直結した内容の研修が実施される。
【新規実施研修: 政策形成のための自治体法務、行政改革の新展開～集中改革の実現～、市場化テストへの対応、使用料・手数料の徴収・債権回収のあり方と具体的手法、ごみの減量化に向けた仕組づくりなど】
詳細については平成17年11月18日付けで各市町村に送付されている「平成18年度募集要綱」を参照。

研修受講経費に対する助成金制度

本協会では、両アカデミーの研修受講経費について次のとおり助成をしています。

市町村アカデミー

- 市町村アカデミーについては、研修期間により助成。(研修受講経費の約1/2)
- 3日間..... 8,000円
4日間..... 10,000円
8日間..... 20,000円
10日間..... 24,000円
- 市町村長特別セミナー及び市町村議会議員特別セミナーについては全額助成。
市町村職員を対象とするセミナー(「市町村の課題」戦略セミナー)については研修受講経費の1/2助成。

国際文化アカデミー

- 国際文化アカデミーについては、研修受講経費の1/2助成。ただし、研修受講経費のうち、特別交付税により財政措置される研修科目は、その額を除いた額の1/2とする。
市町村長及び市町村議会議員を対象とした特別セミナー等については全額助成。

市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)
TEL: 043-276-3737 FAX: 043-276-5250
URL: <http://www.jamp.gr.jp/>
e-mail: j-academy@jamp.gr.jp

全国市町村国際文化研修所(国際文化アカデミー)
TEL: 077-578-5931 FAX: 077-578-5905
URL: <http://www.jiam.jp>
e-mail: soumuka@jiam.jp

問い合わせ

(財)山梨県市町村振興協会
TEL: 055-237-3153 FAX: 055-237-5788
URL: <http://www.ympa.or.jp/> e-mail: yamanashi@ympa.or.jp

はっらっ!! 市町村職員

員



大原健一
さん(北杜市)

Kenichi Ohara



私は平成16年4月大泉村いずみ保育園に採用になり、今は北杜市職員として、北杜市立長坂保育園に勤務しています。市で初の男性保育士として保育に従事し、子どもの親や地域と連携しながら子どもの心身の成長、発達をサポートしています。

以前は「保母」という呼び名でしたが、今では「保育士」として女性・男性区別することのない名称になりました。だからという訳ではないのですが、保育という現場に入り子どもたちと一緒に喜んだり、感動したり、時には怒ったり、そうやって子どもの成長を感じとっていると「子どもを育てる」という気持ちに男性・女性は無関係なということを感じます。

これからも男性保育士としてのカラーを出し、自分自身を切磋琢磨して子どもたちと共に成長し、またその健やかな成長を助けていきたいと思っています。そして、子育てに頑張りたい、頑張っている、そんなお父さんたちの一助にもなれるように頑張っていきます。

AFTER NOTES

編集後記

平成17年の国勢調査の結果、国全体の人口は83万人の増(前回調査比)となったが、その増加率は極めて低い。本県をはじめ多くの県では人口がマイナスへと転じた。人口減少時代が目前に迫る中、福祉・医療制度の改革が急務であることを実感させられた。



信玄公祭り

信玄公祭りは県下最大のお祭りとして知られており、なかでも4月8日に行われる甲州軍団出陣は、信玄公とその重臣24将の武者軍団が出陣する様子を再現したものです。

桜の花が咲き誇る春、甲府盆地は400年の時をこえ、一気に戦国時代にタイムスリップし一犬戦国絵巻が繰り広げられます。

この信玄公祭りには一般の方が参加することもできます。詳細については、お問い合わせください。

お問い合わせ先
(社)山梨県観光物産連盟 055-231-2722